

前二項ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免シ若ハ課セサル事アルモ他ノ受益者ニ對スル負擔額ハ之ヲ増加セ

第九條 本規定ニ依ル道路工事ノ費用ヲ補足スル爲メ土地物件又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其

ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本規程ニ依ル負擔ヲ減免スルコトアルヘシ  
市長カ適當ト認メタル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ之ヲ寄附シタルモノニ付亦同シ前項ノ土地物件ニ

對スル許價ハ市長ノ認定スル所ニ依ル  
第十條 都市計畫事業トシテ執行スル道路ノ新設擴築又ハ鋪裝ニ要スル費用ヲ受益者ニ負擔セシムル

場合ニハ本規程ヲ適用セス  
第十一條 本規程ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ告示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本規定施行ノ際執行中ニ係ル工事ニ付テハ本規定施行ノ日ヲ以テ其工事着手ノ日ト看做ス

名古屋市道路工事費受益者負擔規定施行細則(大正一五、四、二六)  
(名古屋市告示第五二號)

第一條 本則ニ於テ規程ト稱スルハ道路工事費受益者負擔規程ヲ謂フ

第二條 規程第二條ノ區劃内ニ在ル土地ノ位置面積及形狀ハ公簿及公簿附屬圖ニ依ル

第三條 規程第二條第一項但書ニ該當スル土地ニ付テハ其ノ契約面積ニ依ル但未登記ニ屬スルモノナ

ルトキハ所有者及權利者連署申告ニ依リ之ヲ定ム  
第四條 前二條ノ土地ニシテ負擔區及地帯ノ境界線ニ跨リタル土地並工事路線ニ接スル間口間數ハ實

測シテ之ヲ定ム  
第五條 工事費トハ土地代、物件移轉料築造費及之ニ伴フ諸係費ヲ謂フ

第六條 同一ノ土地ニシテ重複負擔ニ該當スル場合ニ在リテハ其ノ輕キ負擔ヲ免除ス但道路新設又ハ

擴築ト鋪裝トノ重複負擔ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス  
第七條 土地ノ形狀著シク不整ニシテ宅地トシテ利用シ難シト認メラルモノニ付テハ其ノ利用シ難

シト認メタル部分ニ付負擔ノ一部ヲ減免スルコトアルヘシ  
第八條 公認ノ神社、寺院、祠宇、佛堂ノ境内地、教會所、說教所ノ構内地、學校敷地其ノ他公共ノ

用ニ供スル土地ニ對シ減免スル場合ハ申請ニ依リ實地調査ノ上詮議スルモノトス但有料借地ハ此ノ

限リニ在ラス  
第九條 規程第二條ノ區劃内ニ河川、運河、溝渠、鐵道等土地ノ利用ヲ區分スヘキ地物アルトキハ之

ヲ以テ負擔區劃ノ限界トス  
第十條 效用同等以上ト認メラレルヘキ並行道路トノ間隔カ新設又ハ擴築道路ニ在リテハ其ノ道路幅

員ノ十四倍道路ノ鋪裝ノ場合ニ在リテハ四十間ニ滿タサルトキハ其ノ中央線ヲ以テ負擔區劃ノ限界

トス  
前條ノ規程ニ依リ負擔區劃ヲ定ムヘキ場合ニ在リテハ其ノ負擔區劃内ニ限リ前項ノ規定ヲ適用ス

第十一條 街角ヲ剪除シタル部分ニ在リテハ其ノ剪除セサル部分ノ道路境界線ヲ延長シタル線ヲ以テ

道路境界線ト看做ス但前二條ニ依リ負擔區劃ヲ定ムヘキモノハ此ノ限ニ在ラス  
第十二條 前三條ノ場合ニ於ケル一坪當負擔金ハ規程第二條乃至第四條ニ依ル一坪當負擔金ト同額ト

ス  
第十三條 負擔義務者ヨリ分納ヲ申請シタタルトキハ特別ノ事情アリト認ムルモノニ限リ左ノ條件ヲ

附シ許可スルコトアルヘシ



- 一 年六朱ノ割ヲ以テ利子ヲ附スルコト
  - 二 本市ニ住所ヲ有スル能力者ニシテ市内ニ土地又ハ家屋ヲ有シ市長ニ於テ適當ト認ムル連帶保證人二名以上ヲ附スルコト
- 前項保證人ニ代ルニ國庫證券、地方債證券、勸業銀行債券、興業銀行債券、農工銀行債券ヲ以テ擔保ト爲スコトヲ得其ノ價格ハ許可ノ際之ヲ指定ス
- 第十四條 負擔金ノ分納ヲ許ス場合ニ於テハ毎年二、五、八、十一月ノ四回ニ分チ各月末日之ヲ徵收ス但シ初回若クハ終回ニ限り隨時之ヲ徵收スルコトヲ得

## 二、道路損傷者負擔規程

神奈川縣道路工事受益者負擔規程三〇頁 參照

### 長崎縣道路損傷負擔金徵收規則

(昭和七、一二、二) 改正(昭和一〇、五、二八) 長崎縣令第六九號 長崎縣令第二二號)

- 第一條 國道及府縣(道附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテハ本則ノ定ムル所ニ依リ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム
- 第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ負擔セシム
- 一 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者
  - 二 前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲スモノト知事ニ於テ認定シタル者
- 第三條 前條ニ掲クル各事業者ノ負擔金(同一區域内ニ於テ二以上ノ事業者アルトキハ各事業者ノ負擔金ノ合算額)ハ其ノ事業ノ爲ニ使用スル道路(歩道、車道ヲ區別スル道路ニ在リテハ車道)ノ維持修繕費精算額ノ五分ノ一以內トス
- 前項ノ道路ノ維持修繕ノ爲物件若ハ勞力ヲ寄附シ又ハ其ノ維持修繕ノ工事ヲ爲シタル者アル場合ニ於テハ其ノ價格ハ知事ノ評價スル所ニ依リ之ヲ前項ノ維持修繕費精算額ニ加算ス
- 第一項ニ規定スル各事業者ノ負擔金ハ前項ノ加算額及道路ノ維持修繕ノ爲金錢ノ寄附ヲ爲シタル者アル場合ニ於ケル金額ヲ控除シタル維持修繕費精算額ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第四條 負擔金ハ自動車ヲ使用スル者ニ在リテハ其ノ自動車ノ走行哩數及左ノ比率ニ依リ其ノ他ノ事業者ニ在リテハ知事ノ認定スル損傷ノ程度ニ依リ之ヲ決定ス
- 八人乗以下ノ乗用自動車

一、〇



前號以外ノ乗用自動車  
積載量一噸以下ノ貨物自動車  
前號以外ノ貨物自動車

一、六  
一、八  
二、二

前號ノ走行哩數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ道路ノ延長及通行回數ニ依リ其ノ他ノ場合ニ在リテハ事業者ノ申告ニ依リ之ヲ定ム其ノ申告ヲ爲ササルトキ又ハ申告ヲ爲スモ不相當ト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第五條 知事ニ於テ公益上特ニ必要アリト認メタルトキハ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ

第六條 負擔義務者ニシテ道路ノ維持又修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件、勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本則ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ道路ノ維持又ハ修繕ノ工事ヲ爲シタル者ニ付其評價額ノ範圍内ニ於テ亦同シ

第七條 前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス

第八條 負擔金ハ毎年二月ヨリ七月ニ至ル迄ノ分ヲ九月ニ八月ヨリ翌年一月ニ至ル迄ノ分ヲ三月ニ之ヲ徵收ス但特別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ依ラサルコトアルヘシ

第九條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住居又ハ營業所ヲ有セサルトキハ本縣内ニ住居ヲ有スル者ヲ以テ負擔金納付代理人ト定メ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十條 本則施行ニ關スル必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十年度ヨリ之ヲ適用ス

### 長崎縣道路損傷負擔金徵收規則施行細則

(昭和七、一二、二)改正(昭和一〇、五、二八)  
長崎縣令第七〇號(長崎縣令第二三號)

第一條 道路損傷負擔金徵收規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條ノ規定ニ該當スル者ニシテ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル者ハ別記様式第一號一定ノ路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ハ別記様式第二號ニ依リ事業開始ノ際知事ニ届出ツヘシ

第二條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ハ四月ヨリ九月迄ニ於ケル走行哩數ヲ八月十日迄ニ、八月ヨリ翌年一月迄ニ於ケル走行哩數ヲ二月十日迄ニ別記様式第三號ニ依リ知事ニ申告スヘシ

第三條 事業ヲ廢止、停止、休止又ハ變更シタルトキハ別記様式第四號ニ依リ事實發生ノ日ヨリ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第四條 規則及本令ニ依リ提出スヘキ書類ハ所轄土木管區事務所ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ昭和十年度ヨリ之ヲ適用ス

本令施行ノ際現ニ規則第二條ノ規定ニ該當スル者ハ本令第一條及同第三條ノ規定ニ依ル届出ハ昭和七年十二月末日迄ニ知事ニ二通提出スヘシ

昭和七年度負擔金ハ四月ヨリ十二月ニ至ル迄ノ分ハ翌年三月ニ、一月ヨリ三月ニ至ル迄ノ分ハ其ノ五月ニ之ヲ徵收ス

本令第二條ノ規定ニ依ル申告ハ昭和七年度ニ限り四月ヨリ十二月迄ニ於ケル走行哩數ヲ翌年一月末日迄ニ、一月ヨリ三月迄ニ於ケル走行哩數ヲ四月十日迄ニ別記様式第三號ニ依リ知事ニ申告スヘシ



新潟縣道路損傷負擔金徵收規則(昭和六、五、八)  
新潟縣令第三七號

第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテ

ハ本則ノ定ムル所ニ依リ之カ爲ニ要スル道路ノ維持修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該者スル者ニ之ヲ負擔セシム

一 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者

二 前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニシテ知事ニ於テ負擔セシムル必要アリト認メタル者

第三條 前條ニ掲クル各事業者ノ負擔金(同一區域内ニ於テ二以上ノ事業者アルトキハ各事業者ノ負擔金ノ合算額)ハ其ノ事業ノ爲ニ使用スル道路ノ區域内ニ於ケル維持修繕精算額(歩車道ヲ區別スル道路ニ付テハ車道ニ要スル費用)ノ五分ノ一以内トス

前項道路ノ維持修繕ノ爲物件若ハ勞力ヲ寄附シ又ハ其ノ維持若ハ修繕工事ヲ爲シタル者アル場合ニ於テハ其ノ價額ハ知事ノ評價スル所ニ依リ之ヲ前項ノ維持修繕費ニ加算ス

第一項ニ規定スル各事業者ノ負擔金ハ前項ノ規定ニ依ル加算額並道路ノ維持修繕ノ爲金錢ノ寄附ヲ爲シタル者アル場合ニ於ケル其ノ金額ヲ控除シタル維持修繕精算額ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 負擔金ハ自動車ヲ使用スル者ニ在リテハ其ノ自動車ノ走行哩數及左ノ比率ニ依リ其ノ他ノ事業者ニ在リテハ知事ノ認定スル損傷ノ程度ニ之ヲ決定ス

八人乗以下乗用自動車

前號以外ノ乗用自動車

一〇〇  
一六〇

一噸以下貨物自動車

前號以外ノ貨物自動車

二一〇  
三八〇

前項ノ走行哩數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ道路延長及通行回數ニ依リ其ノ他ノ場合ニ在リテハ事業者ノ申告ニ依リ之ヲ定ム申告ヲ爲ササルトキハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第五條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ハ四月ヨリ七月迄ニ於ケル走行哩數ヲ八月十日迄ニ八月ヨリ十一月迄ニ於ケル走行哩數ヲ十二月十日迄ニ十二月ヨリ翌年三月迄ニ於ケル走行哩數ヲ四月十日迄ニ知事ニ申告スヘシ

第六條 負擔金ハ四月ヨリ七月迄ノ分ハ九月ニ八月ヨリ十一月迄ノ分ハ翌年一月ニ十二月ヨリ翌年三月迄ノ分ハ五月ニ徵收ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ依ラサルコトアルヘシ

第七條 知事ニ於テ公益上其ノ他特ニ必要アリト認メタルトキハ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ

第八條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本則ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ道路ノ維持又ハ修繕工事ヲ爲シタル者ニ付其評價額ノ範圍内ニ於テ亦同シ

第九條 前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス

第十條 本則ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

本則ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス

新潟縣道路損傷負擔金徵收規則施行細則(昭和六、五、八)  
新潟縣令第三八號



第一條 道路損傷負擔金徵收規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條ノ規定ニ該當スル者ニシテ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル者ハ第一號様式一定ノ路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ハ第二號様式ニ依リ事業開始ノ際知事ニ届出ツヘシ

第二條 規則第五條ノ規定ニ依ル走行哩數ノ申告ハ第三號様式ニ依ルヘシ

第三條 事業ヲ廢止、停止、休止又ハ變更シタルトキハ第四號様式ニ依リ事實發生ノ日ヨリ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第四條 規則第七條ノ規定ニ依リ負擔金ノ減免ヲ請ハントスル者ハ其ノ事由ヲ詳具シ知事ニ申請スヘシ

第五條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住居又ハ營業所ヲ有セサルトキハ負擔金納付ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲本縣内ニ住居ヲ有スル者ヲ代理人ニ定メ知事ニ届出スヘシ

代理人ニシテ不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 規則又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ主タル營業所々在在地若ハ使用地ヲ管轄スル土木派遣所ヲ經由スヘシ

附 則

第七條 本令ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス

第八條 本令ハ施行ノ際現ニ規則第二條ノ規定ニ該當スル者ハ本令第一條ノ規定ニ依ル届書ハ六月三十日迄ニ知事ニ提出スヘシ

(備考) 様 式 略

埼玉縣道路損傷負擔金徵收規則(昭和一〇、三、一六) 埼玉縣令第一三號

第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテ

ハ本令ノ定ムル所ニ依リ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 負擔金ハ左記各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ負擔セシム

一 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者

二 前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲スト認定シタル者

第三條 前條ニ掲クル事業者ノ負擔金總額ハ道路ノ維持修繕費豫算額ノ五分ノ一以内ニ於テ知事之ヲ

定ム

第四條 負擔金ハ自動車ヲ使用スル者ニ在リテハ其ノ自動車ノ走行哩數及左ノ比率ニ依リ其ノ他ノ事

業者ニ在リテハ知事ノ認定スル損傷ノ程度ニ依リ之ヲ定ム

七人乗以下ノ乗用自動車

八人乗以上ノ乗用自動車

十三人乗以上ノ乗用自動車

最大積載量一噸二分未滿ノ貨物自動車

最大積載量一噸二分以上ノ貨物自動車

第五條 前條ノ走行哩數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スルモノニ在リテハ其ノ道路延長

及通行回數ニ依リ其ノ他ノモノニ在リテハ事業者ノ申告ニ依リ知事之ヲ定ム

前項ノ申告ヲ爲ササル時又ハ其ノ申告不相當ト認ムル時ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第六條 自動車ヲ使用スル者ハ走行哩數其ノ他別ニ定ムル事項ニ關シ四月ヨリ九月迄ノ分ヲ十月十日

迄ニ十月ヨリ翌年三月迄ノ分ヲ四月十日迄ニ知事ニ申告スヘシ

第七條 負擔金ハ四月ヨリ九月迄ノ分ハ十一月ニ十月ヨリ翌年三月迄ノ分ハ五月ニ之ヲ徵收ス



但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ規限ニ依ラサルコトアルヘシ

第八條 國府縣其ノ他ノ公共團體ニ於テ公益事業ノ爲道路ヲ損傷シタル場合又ハ知事ニ於テ公益上其ノ他ノ事由ニ依リ必要アリト認メタルトキハ負擔金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第九條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ

知事ニ於テ適當ト認ムル工法ニ依リ道路ノ維持又ハ修繕ヲ爲シタル者ニ付亦同シ  
前項ノ物件勞力並工事ノ評價ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第十條 前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス  
第十一條 事業ノ開始休止停止廢止又ハ負擔金算定ノ基礎トナルヘキ事項ヲ變更シタル時ハ事業者ハ其ノ事實發生ノ日ヨリ三日内ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ

第十二條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和九年度ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和九年度ニ限り負擔金ノ賦課徵收期及第六條ニ規定スル申告期ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

埼玉縣道路損傷負擔金徵收規則施行細則(昭和一〇、三、一六)  
埼玉縣令第一四號

第一條 道路損傷負擔金徵收規則(以下單ニ規則ト稱ス)ニ於テ自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者ト稱スルハ營業トシテ又ハ營業ノ爲自動車取締令第二條ノ規定ニ依ル普通自動車ヲ使用シテ人又ハ貨物ノ運輸ヲ爲ス者ヲ謂フ

第二條 規則第六條ニ依ル走行哩數ノ申告ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル事業者ニ在

リテハ第一號様式ニ依リ其ノ他ノ者ニ在リテハ第二號様式ニ依リ知事ニ提出スヘシ

第三條 規則第八條又ハ第九條ニ依リ負擔金ノ減免ヲ受ケムトスル者ハ其ノ理由ヲ詳具シ知事ニ申請スヘシ

前項ノ申請期限ニ關シテハ規則第六條第一項ヲ準用ス

第四條 規則第十一條ニ依リ事業開始届出ハ自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者中一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル者ニ在リテハ第三號様式其ノ他ノ者ニ在リテハ第四號様式ニ依ルヘシ

前項ノ事業者ニシテ事業ヲ休止シ廢止シ又ハ變更シタル場合届出ハ第五號様式ニ依ルヘシ  
自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者以外ニ在リテハ前二項ノ届出ハ隨時知事ノ指示スル所ニ依ル

第五條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住居又ハ營業所ヲ有セサルトキハ本縣内ニ住所ヲ有スル者ヲ代理人ト定メ知事ニ届出ツヘシ代理人ニシテ不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 負擔金ハ所轄土木事務所長ノ發スル納額告知書ニ基キ指定期間内ニ納入スヘシ

第七條 規則又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ主タル營業所所在地若ハ第五條ノ規定ニ依リ定ムル代理人ノ住居地ヲ管轄スル土木事務所ヲ經由スヘシ

第八條 第二條第五條ノ届出ヲ爲ササル者及虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第九條 本令ハ昭和九年度ヨリ之ヲ施行ス

第十條 本令施行ノ際現ニ事業ヲ營ム者ハ事業開始者ト看做シ本令公布ノ日ヨリ拾日以内ニ第四條第一項ノ届出ヲ爲スヘシ

第十一條 昭和九年度ニ限り負擔金ノ徵收期及走行哩數ノ申告期ヲ左ノ通り定ム



- 一 負擔金ノ徵收期 昭和十年三月三十一日限り徵收
  - 一 走行哩數ノ申告期 昭和十年三月二十五日迄ニ申告スヘシ
- (備考) 様式略

群馬縣道路損傷負擔金徵收規程(昭和四、六、一) 群馬縣令第二五號

第一條 特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者(以下事業者ト稱ス)ニ對シテハ本令ノ定ムル所ニ依リ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 本令ニ於テ道路ト稱スルハ國道府縣道並其ノ附屬物ヲ謂ヒ自動車業者ト稱スルハ國道府縣道ニ據リ營業用自動車又ハ家用貨物自動車ヲ使用スル者ヲ謂フ

第三條 負擔金ノ總額ハ其ノ事業ノ爲損傷スル道路ノ維持修繕費豫算額ノ五分ノ一以內ニ於テ毎年度知事之ヲ定ム

第四條 負擔金ハ左ノ事業者ニ之ヲ賦課ス

- 一 自動車業者
- 二 特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニシ知事ニ於テ負擔セシムル必要アリト認めタルモノ

第五條 各事業者ノ負擔金額ハ左記各號ニ依リ之ヲ定ム

- 一 前條第一條ノ事業者ニ課スヘキ負擔金ノ總額ト同第二號ノ事業者ニ課スヘキ負擔金ノ總額トハ道路損傷ノ範圍並其ノ程度ヲ斟酌シ之ヲ分割ス
- 二 自動車業者ノ負擔金ハ其ノ使用スル自動車總車輛數ヲ乗合自動車、貨物自動車、貸切自動車ノ三類ニ分別シ之ニ左ニ掲クル比率ヲ乘シ其ノ積ニ自動車業者負擔金ノ總額ヲ按分シテ各類ノ負擔金

ヲ定メ更ニ之ヲ乗合自動車ニ在リテハ其ノ半額ヲ乘客定員數ニ他ノ半額ヲ走行哩數ニ貨物自動車ニ在リテハ積載定量ニ貸切自動車ニ在リテハ乘客定員數ニ各按分シテ一車輛毎ノ負擔金額ヲ算出シ其ノ所有車輛分ノ總額ヲ以テ各人別負擔金トス但シ知事ニ於テ特ニ道路ノ状態負擔ノ均衡等ヲ考慮スルノ必要アリト認めタルモノニ對シテハ一車輛負擔金額ノ三割以內ノ増減スルコトアルヘシ

乗合自動車

貨物自動車

貸切自動車

- 三 前條第二號ニ屬スル事業者ノ負擔金ハ道路損傷ノ原因ト爲ルヘキ使用物ノ重量、交通量、構造等ヲ斟酌シ之ヲ定ム
- 前項第二號ノ乘客定員、走行哩數、積載定量ハ自動車取締令ニ依リ知事ノ免許又ハ検査ヲ受ケタルモノニ據リ其ノ之ニ據リ難キモノハ知事ノ認定ニ依ル

第六條 負擔金ハ四月一日現在ニ依リ之ヲ賦課ス

賦課期日後負擔義務ノ發生シタルモノ及賦課漏タリシモノニ對シテハ義務發生ノ翌月ヨリ既定ノ同種負擔金額ニ準シ月割ヲ以テ之ヲ賦課ス但シ同種負擔金額ナキ場合ハ知事ノ認定ニ依ル賦課期日後負擔義務ノ消滅シタルモノニ對シテハ其ノ消滅シタル月迄ノ月割ヲ以テ之ヲ賦課ス

賦課期日後負擔金算定ノ基礎ト爲リタル使用物ノ承繼アリタル場合ニ於テハ前事業者ノ負擔金ト看做シ前二項ノ規定ヲ適用セス

賦課期日後負擔金算定ノ基礎ト爲リタル數量ニ變更ヲ來シタルモノニ對シテハ其ノ變更ノ翌月ヨリ既定ノ同種負擔金額ニ準シ月割ヲ以テ其ノ負擔金額ヲ改定ス

第二項ノ負擔金及前項ニ依リ増額シタル金額ハ第三條ノ負擔金總額中ニ之ヲ算入セス







第一條 國道及府(縣道)附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ營ム者ニ對シテハ本則ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業ノ爲損傷スル道路ノ維持修繕費ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ負擔セシム

一 自動車ヲ使用シ運輸事業ヲ營ム者

二 貨物自動車ヲ使用シ前號以外ノ事業ヲ營ム者

三 前各號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲スモノト知事ニ於テ認定シタル者

第三條 前條ニ掲クル事業者ノ負擔金總額ハ其ノ事業ノ爲損傷スル道路ノ維持修繕費豫算額ノ五分ノ一以內ニ於テ毎年知事之ヲ定ム

第四條 負擔金ハ毎年四月ヨリ九月迄ノ分ヲ十一月二十月ヨリ翌年三月迄ノ分ヲ五月ニ徵收ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ依ラサルコトアルヘシ

第五條 第二條第一號及第二號ニ該當スル者ノ負擔金ハ前條ニ定ムル各期ニ於ケル自動車ノ運行料數及左ノ比率ニ依リ其ノ他ノ事業者ノ負擔金ハ知事ノ認定スル損傷ノ程度ニ依リ之ヲ定ム

六人乗以下ノ乗用自動車

七人乗以上十人乗以下ノ乗用自動車

十一人乗以上十四人乗以下ノ乗用自動車

十五人乗以上十九人乗以下ノ乗用自動車

二十人乗以上ノ乗用自動車

最大積載量千瓩未満ノ貨物自動車

最大積載量千瓩以上二千瓩未満ノ貨物自動車

最大積載量二千瓩以上ノ貨物自動車

一〇〇

一三〇

二一〇

二三〇

三二〇

一八〇

三〇〇

三七〇

前項ノ運行料數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スルモノニ在リテハ其ノ路線延長及運行回數ニ依リ其ノ他ノモノニ在リテハ事業者ノ申告ニ依リ知事之ヲ定ム

事業者前項ノ申告ヲ爲サルトキ又ハ其ノ申告不相當ナリト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ依リ

第六條 第二條第一號及第二號ニ該當スル者ハ其ノ使用スル自動車ノ運行料數其ノ他知事ニ於テ別ニ定ムル事項ニ關シ毎年四月ヨリ九月迄ノ分ヲ十月五日迄ニ十月ヨリ翌年三月迄ノ分ヲ四月十日迄ニ知事ニ申告スヘシ

第七條 國、府縣、市町村其ノ他公共團體ニ於テ公益事業ノ爲道路ヲ損傷シタルトキ又ハ知事ニ於テ公益其ノ他ノ事由ニ依リ必要アリト認メタルトキハ本則ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ

第八條 道路ノ維持修繕ノ爲物件、勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ハ範圍內ニ於テ本則ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ知事ニ於テ適當ト認ムル工法ニ依リ道路ノ維持修繕ヲ爲シタル者ニ付亦同シ

前項ノ物件、勞力又ハ維持修繕ノ價格ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第九條 前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス

第十條 事業ヲ開始、休止、廢止若ハ變更スルカ又ハ負擔金算定ノ基礎ト爲ルヘキ事項ヲ變更シタルトキハ五日以內ニ之ヲ知事ニ申告スヘシ

第十一條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

第十二條 本令ハ昭和十年度分ヨリ之ヲ適用ス

昭和十年度分ノ負擔金徵收期及第六條ノ規定ニ依ル申告期ニ關シテハ知事別ニ之ヲ定ム



### 千葉縣道路損傷負擔金徵收規則施行細則

(昭和一一、一二、一二) 改正(昭和一一、四、六)  
千葉縣令第九號) (千葉縣令第一三號)

第一條 道路損傷負擔金徵收(規則以下單ニ稱ス)第六條ノ規定ニ依ル運行料數ノ申告ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル者ニ在リテハ第一號様式ニ依リ其ノ他ノ者ニ在リテハ第二號様式ニ依ルヘシ

第二條 規則第七條又ハ第八條ノ規定ニ依リ負擔金ノ減免ヲ受ケントスル者ハ理由ヲ具シ知事ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ申請期限ニ關シテハ規則第六條ヲ準用ス

第三條 規則第十條ニ依ル事業開始、休止、廢止及變更ニ關スル申告ハ第三號様式ニ依ルヘシ

第四條 負擔金納付義務者ノ事業ヲ承繼シタル者ハ五日以内ニ前事業者ト連署ノ上知事ニ之ヲ届出ツヘシ

第五條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住居又ハ營業所ヲ有セサルトキハ主トシテ連行スル道路ノ屬スル土木出張所管内ニ住居ヲ有スル者ヲ代理人ト定メ連署ノ上知事ニ之ヲ届出ツヘシ

第六條 負擔金ハ知事ノ發スル納額告知書ニ依リ指定期限迄ニ之ヲ納付スヘシ

第七條 負擔金ヲ指定期限迄ニ完納セサル者アルトキハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促ス

第八條 本令ニ定ムルモノノ外負擔金ノ徵收及其ノ手續ニ關シテハ縣稅及縣稅外諸收入ノ例ニ依ル

第九條 本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ主タル營業所所在地若ハ第五條ノ規定ニ依リ定メタル代理人ノ住居地ヲ管轄スル土木出張所ヲ經由スヘシ

### 附 則

第十條 本令ハ昭和十年度分ヨリ之ヲ適用ス

第十一條 本令公布ノ際現ニ事業ヲ營ム者及昭和十年四月以後ニ於テ事業ヲ開始、休止、廢止若ハ變更シタル者ハ本令公布ノ日ヨリ十日以内ニ第三條第一項ノ規定ニ依ル申告ヲ爲スヘシ

第十二條 昭和十年度分ニ限り負擔金徵收期及規則第六條ノ規定ニ依ル申告期ヲ左ノ通トス

一 負擔金徵收期

前期分 昭和十一年三月

後期分 昭和十一年六月

一 規則第六條ノ規定ニ依ル申告期

前期分 昭和十一年二月二十九日

後期分 昭和十一年五月十日

(備考) 様 式 略

### 三重縣道路損傷負擔金徵收規則

(昭和七、三、三一)  
三重縣令第一號)

第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテハ本則ノ定ムル所ニ依リ之カ爲ニ要スル道路ノ維持修繕費ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シ之ヲ負擔セシム

一 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者

二 前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニシテ知事ニ於テ負擔セシムル必要



アリト認メタル者

第三條 前條ニ掲クル各事業者ノ負擔金(同一區域内ニ於テ二以上ノ事業者アルトキハ各事業者ノ負擔金ノ合算額)ハ其ノ事業ノ爲ニ使用スル道路ノ區域内ニ於ケル維持修繕費精算額(歩車道ヲ區別スル道路ニ於テハ車道ニ要スル費用)ノ五分ノ一以内トス

前項ノ道路ノ維持修繕ノ爲物件若ハ勞力ヲ寄附シ又ハ其ノ維持若ハ修繕工事ヲ爲シタル者アル場合ニ於テハ其ノ價額ハ知事ノ評價スル所ニ依リ之ヲ前項ノ維持修繕費精算額ニ合算ス

第一項ニ規定スル各事業者ノ負擔金ハ前項ノ評價額竝道路ノ維持修繕ノ爲金錢ノ寄附アリタル場合ニ於ケル其ノ金額ヲ控除シタル維持修繕費精算額ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 負擔金ハ自動車ヲ使用スル者ニ在リテハ其ノ自動車ノ走行哩數及左ノ比率ニ依リ其ノ他ノ事業者ニ在リテハ知事ノ認定スル損傷ノ程度ニ依リ之ヲ決定ス

一、八人乗以下ノ乗用自動車

一、〇

一、前號以外ノ乗用自動車

一、五

一、一噸以下貨物自動車

一、五

一、前號以外ノ貨物自動車

二、二

前項ノ走行哩數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ道路延長及通行回数ニ依リ其ノ他ノ場合ニ在リテハ事業者ノ申告ニ依リ之ヲ定ム其ノ申告ヲ爲ササルトキ又ハ申告ヲ爲スモ不相當ト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第五條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ハ四月一日ヨリ九月末日迄ニ於ケル走行哩數ヲ十月十五日迄ニ十月一日ヨリ翌年三月末日迄ニ於ケル走行哩數ヲ四月十五日迄ニ知事ニ申告スヘシ

第六條 事業者ニ課スヘキ負擔金ハ四月ヨリ九月ニ至ル分ハ十一月ニ十月ヨリ翌年三月ニ至ル分ハ五月ニ賦課ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ依ラサルコトアルヘシ

第七條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ負擔金ヲ減免ルスコトアルヘシ道路ノ維持又ハ修繕工事ヲ施行シタル者ニ付其ノ評價額ノ範圍内ニ於テ亦同シ

第八條 知事ニ於テ公益上其ノ他ノ事由ニ依リ特ニ必要アリト認メタルトキハ本則ニ依ル負擔金ハ減免スルコトアルヘシ

第九條 前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セサルモノトス

第十條 本則ノ施行ニ必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

第十一條 本則ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス

第十二條 第五條ノ規定ニ依ル走行哩數ノ申告期限ハ昭和六年度分ニ限り總テ昭和七年四月三十日迄トス

### 三重縣道路損傷負擔金徵收規則施行細則

(昭和七、三、三一  
三重縣令第一一號)

第一條 道路損傷負擔金徵收規則第四條第二項(以下規則ト稱ス)ノ一定路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル者ハ第一號様式ニ依リ四月一日ヨリ九月末日迄ノ分ヲ十月十五日迄ニ十月一日ヨリ翌年三月末日迄ノ分ヲ四月十五日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

第二條 規則第五條ニ依ル走行哩數ノ申告ハ第二號様式ニ依リ知事ニ提出スヘシ



第三條 自動車ノ使用ヲ廢止シ又ハ讓渡シタルトキハ第一條ニ該當スル場合ハ第一號様式ニ依リ第二條ニ該當スル場合ハ第三號様式ニ依リ十五日以内ニ知事ニ提出スヘシ

第四條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住居又ハ營業所ヲ有セサルトキハ本縣内ニ住居ヲ有スルモノヲ代理人ト定メ知事ニ届出ツヘシ

代理人ニシテ不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 規則又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ主タル營業所又ハ事務所々在地ヲ管轄スル土木出張所長ヲ經由スヘシ

附 則

第一條ニ依ル届出期限ハ昭和六年度分ニ限り總テ昭和七年四月三十日迄トス  
(備考) 様 式 略

静岡縣道路損傷負擔金徵收規則  
(昭和五、三、一三)  
静岡縣令第二三號

第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテハ本則ノ定ムル所ニ依リ之カ爲ニ要スル道路維持修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ負擔セシム

- 一 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者
- 二 前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ト認定シタル者

第三條 前條ニ掲クル各事業者ノ負擔金(同一區域内ニ於テ二以上ノ事業者アルトキハ各事業者ノ負擔金ノ合算額)ハ其ノ事業ノ爲ニ使用スル道路ノ區域内ニ於ケル維持修繕費豫算(歩車道ヲ區別スル道路ニ付テハ車道ニ要スル費用)ノ五分ノ一以内トス

第四條 自動車ヲ使用スル者ニ負擔セシムヘキ負擔金ハ其ノ自動車ノ走行哩數及左ノ比率ニ依リ其ノ他ノ負擔金ハ道路損傷ノ程度ニ依リ之ヲ決定ス

- 八人乗以下乗用自動車 一、〇
- 前號以外ノ乗用自動車 一、六
- 一噸以下貨物自動車 二、一
- 前號以外ノ貨物自動車 三、八

前項ノ走行哩數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ道路延長及通行回數ニ依リ其ノ他ノ場合ニ在リテハ事業者ノ申告ニ依リ之ヲ申告ヲ爲ササルトキ及申告ヲ爲スモ其ノ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第五條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ハ前年度ニ於ケル走行哩數ヲ毎年四月末日迄ニ知事ニ申告スヘシ但シ四月一日以後事業ヲ開始シタルモノニ在リテハ事業開始届出ノ際其ノ年度末迄ノ豫定走行哩數ヲ申告スヘシ

第六條 負擔金ハ毎年四月一日現在ニ依リ之ヲ賦課ス

賦課期日後事業ヲ開始シタル者ニ付テハ月割ヲ以テ之ヲ賦課ス

第七條 賦課期日後事業ヲ廢止シタル場合ニ於テハ月割ヲ以テ負擔金ヲ減額ス

賦課期日後負擔金算定ノ基礎ト爲ルヘキ事實ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ負擔金ヲ増減スルコトアルヘシ

第八條 毎年度負擔金ハ六月及十二月ニ各半額ヲ徵收ス

第六條第二項ノ規定ニ依ル賦課ヲ爲シタルモノ、納期ニ付テハ賦課ノ際之ヲ定ム

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ



- 一 天災其他不可抗力ニ依リ引續キ三十日以上ニ亘リ事業ヲ休止シタルトキ
  - 二 自己ノ都合ニ依リ引續キ九十日以上ニ亘リ事業ヲ休止シタルトキ
  - 三 引續キ三十日以上ニ亘リ營業又ハ道路使用ノ停止ヲ命セラレタルトキ
  - 四 知事ニ於テ特ニ減免スルノ必要アリト認メタルトキ
- 第十條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件、勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本則ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ知事ニ於テ適當ト認ムル工法ニ依リ道路ノ維持又ハ修繕工事ヲ施行シタル者ニ付亦同シ
- 前項ノ物件竝ニ勞力ニ對スル評價ハ知事ノ認定スル所ニ依ル
- 第十一條 第七條及前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス

- 第十二條 事業ノ開始、休止、停止又ハ廢止ハ事實發生ノ日ヨリ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
- 前項ノ届出ヲ爲ササル者ニ對シテハ負擔金減免ニ關スル本則ノ規定ヲ適用セス
- 第十三條 本則施行ニ關シ必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

本則ハ昭和四年度ヨリ之ヲ施行ス  
 昭和四年度ニ於ケル負擔金ノ賦課徵收ニ關シテハ知事別ニ之ヲ定ム

静岡縣道路損傷負擔金徵收規則(昭和五、三、二五)  
 静岡縣令第二四號)

- 第一條 一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル事業者ハ別記第一號様式ニ依リ其ノ他ノ者ハ別記第二號様式ニ依リ其ノ走行哩數ヲ知事ニ届出ツヘシ

四月一日以後ニ事業ヲ開始シタル者亦同シ

前項前段ニ依ル届出ハ四月末日マテニ之ヲ提出スヘシ

- 第二條 事業ヲ休止、停止、廢止又ハ變更シタル者ハ第三號様式ニ依リ知事ニ届出ツヘシ
- 第三條 規則第九條及第十條ニ依リ負擔金ノ減免ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳具シ知事ニ願出ツヘシ

第四條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住居又ハ營業所ヲ有セサルトキハ本縣内ニ住居ヲスル者ヲ代理人ト定メ知事ニ届出ツヘシ

代理人ニシテ不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 規則又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ主タル營業所又ハ所在地若ハ使用地ヲ管轄スル土木出張所長ヲ經由スヘシ

附 則

- 第六條 本令ハ道路損傷負擔金徵收規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
  - 第七條 昭和四年度ニ於ケル負擔金ハ昭和四年四月一日現在ニ依リ之ヲ賦課シ其ノ全額ヲ徵收ス
- 本令第一條及第二條ノ届書及申告書ハ昭和四年度ニ限り之ヲ三月三十一日マテニ知事ニ提出スヘシ
- (備考) 様 式 略

滋賀縣道路損傷負擔金徵收規則(昭和六、三、二八)  
 滋賀縣令第一一號)

- 第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテハ本則ノ定ムル所ニ依リ之カ爲ニ要スル道路ノ維持修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム
- 第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ負擔セシム



一 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者  
 二 前號ノ外特ニ道路ノ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニシテ知事ニ於テ負擔セシムル必要アリト認メタル者

第三條 前條ニ掲クル各事業者ノ負擔金(同一區域内ニ於テ二以上ノ事業者アルトキハ各事業者ノ負擔金ノ合算額)ハ其ノ事業ノ爲ニ使用スル道路ノ區域内ニ於ケル維持修繕費清算額(歩車道ヲ區別スル道路ニ付イテハ車道ニ要スル費用)ノ五分ノ一以内トス

前項ノ道路ノ維持修繕ノ爲物件若ハ勞力ヲ寄附シ又ハ其ノ維持若ハ修繕工事ヲ爲シタル者アル場合ニ於テハ其ノ價額ハ知事ノ評價スル所ニ依リ之ヲ前項ノ維持修繕費精算額ニ合算ス

第一項ニ規定スル各事業者ノ負擔金ハ前項ノ評價額並道路ノ維持修繕ノ爲金錢ノ寄附アリタル場合ニ於ケル其ノ額ヲ控除シタル維持修繕費ノ精算額ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 負擔金額ハ自動車ヲ使用スルモノニ在リテハ其ノ自動車ノ走行哩數及左ノ比率ニ依リ、其ノ他ノ事業者ニ在リテハ知事ノ認定スル損傷ノ程度ニ依リ之ヲ決定ス

八人乗以下乗用自動車

前號以下ノ乗用自動車

一噸以下貨物自動車

前號以外ノ貨物自動車

- 一、〇〇
- 一、五六
- 一、八〇
- 二、二〇

前項ノ走行哩數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ道路延長及通行回數ニ依リ其ノ他ノ場合ニ在リテハ事業者ノ申告ニ依リ之ヲ定ム其ノ申告ヲ爲ササルトキ又ハ申告ヲ爲スモ不相當ト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第五條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ハ四月ヨリ九月迄ニ於ケル走行哩數ヲ

十月十日迄ニ十月ヨリ翌年三月迄ニ於ケル走行哩數ヲ四月十日迄ニ知事ニ申告スヘシ

第六條 負擔金ハ毎年四月ヨリ九月迄ノ分ハ十一月ニ、十月ヨリ翌年三月迄ノ分ハ五月ニ之ヲ賦課ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ依ラサルコトアルヘシ

第七條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件、勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ道路ノ維持又ハ修繕工事ヲ施行シタル者ニ付其ノ評價額ノ範圍内ニ於テ亦同シ

第八條 前條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス

第九條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和六年度ヨリ之ヲ施行ス

滋賀縣道路損傷負擔金徵收規則施行細則(昭和六、三、二八) 滋賀縣令第十二號

第一條 滋賀縣道路損傷負擔金徵收規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條ノ規定ニ該當スル者ニシテ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル者ハ第一號様式、一定ノ路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ハ第二號様式ニ依リ事業開始ノ際自動車使用届ヲ知事ニ提出スヘシ

第二條 規則第五條ノ規定ニ依ル申告ハ第三號様式ニ依ルヘシ

第三條 事業ヲ廢止、停止、休止又ハ變更シタルトキハ事實發生ノ日ヨリ十日以内ニ第四號様式ニ依リ其ノ事項ヲ知事ニ届出ツヘシ

第四條 規則第七條ノ規定ニ依リ負擔金ノ減免ヲ請ハムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳具シ知事ニ申請スヘシ



第五條 負擔金納付義務者本縣内ニ住居又ハ營業所ヲ有セサルトキハ負擔金納付ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲本縣内ニ住居ヲ有スル者ヲ以テ代理人ヲ定メ知事ニ届出ツヘシ其ノ代理人ヲ變更シタルトキ亦同シ

代理人ニシテ不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 規則又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ主タル營業所々在在若ハ使用地ヲ管轄スル土木工區事務所ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ昭和六年度ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ於テ現ニ規則第二條ノ規定ニ該當スル者ハ本令第一條ノ規定ニ準シ自動車使用届ヲ四月三十日迄ニ知事ニ提出スヘシ

(備考) 様 式 略

長野縣道路損傷負擔金徵收規則

(昭和六、一、二九) 改正(昭和八、六、二六) 改正(昭和九、一〇、一五)  
長野縣令第二號) 長野縣令第三六號) 長野縣令第六三號)

第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテ

ハ本則ノ定ムル所ニ依リ之カ爲ニ要スル道路ノ維持修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ負擔セシム

一 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者

二 前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲スト認定シタル者

第三條 道路損傷負擔金總額ハ毎年度知事之ヲ定ム

第四條 前條ニ掲クル各事業者ノ負擔金(同一區域内ニ於テ二以上ノ事業者アルトキハ各事業者ノ負擔金ノ合算額)ハ其ノ事業ノ爲ニ使用スル道路(歩道車道ヲ區別スル道路ニアリテハ車道)ノ維持修繕費精算額ノ五分ノ一以內トス

第十二條ノ規定ニ依ル物件勞力並工事ノ評價額ハ之ヲ前項ノ維持又ハ修繕費精算額ニ加算ス

第一項ニ規定スル各事業者ノ負擔金ハ前項ノ評價額並道路ノ維持修繕ノ爲金錢ノ寄附アリタル場合ニ於ケル其ノ金額ヲ控除シタル維持修繕費精算額ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條 負擔金ハ自動車ヲ使用スル者ニ在リテハ其ノ自動車ノ走行哩數及左ノ比率ニ依リ其ノ他ノ事業者ニ在リテハ道路損傷ノ程度ニ依リ之ヲ決定ス

八人乗以下ノ乗用自動車 一、〇〇

前號以外ノ乗用自動車 一、五六

一噸以下ノ貨物自動車 一、八〇

前號以外ノ貨物自動車 二、二〇

前號ノ走行哩數ハ一定路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ道路ノ延長及通行回數ニ依リ其ノ他ノ場合ニ在リテハ事業者ノ申告ニ依リ之ヲ定ム、其ノ申告ヲ爲ササルトキ又ハ申告ヲ爲スモ不相當ト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第六條 一定路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ハ毎年二月一日ヨリ七月末日迄ニ於ケル走行哩數ヲ八月十五日迄ニ八月一日ヨリ翌年一月末日迄ニ於ケル走行哩數ヲ二月十五日迄ニ知事ニ申告スヘシ

第七條 負擔金ハ二月ヨリ七月ニ至ル分ハ九月ニ八月ヨリ翌年一月ニ至ル分ハ三月ニ、賦課ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ



第八條 削除

第九條 削除

第十條 削除

第十一條 知事ニ於テ公益上其他特ニ必要アリト認メタルトキハ本則ニ依ル負擔金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第十二條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ寄附額ノ範圍内ニ於テ本則ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ知事ニ於テ適當ト認ムル工法ニ依リ道路ノ維持又ハ修繕工事ヲ施行シタル者ニ付亦同シ

前項ノ物件並努力ニ對スル評價ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第十三條 第八條及前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス

第十四條 事業ノ開始、休止、停止又ハ廢止ハ事實發生ノ日ヨリ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

前項届出ヲ爲ササル者ニ對シテハ負擔金減免ニ關スル本則ノ規定ヲ適用セス

第十五條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ本縣内ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ヲ以テ負擔金納付代理人ヲ定メ知事ニ届出ツヘシ

前項ノ代理人ニシテ知事ニ於テ不適當ト認ムルトキハ更改ヲ命スルコトアルヘシ

第十六條 本則施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本則ハ昭和五年度分ヨリ之ヲ適用ス

昭年五年度ニ於ケル負擔金ノ賦課徵收期及第六條ニ依ル申告期ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本則ハ昭和八年度分ヨリ之ヲ適用ス

附 則

本則ハ昭和九年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ昭和九年度ニ限り第六條中「二月一日」ヲ「四月一日」トシ「八月十五日」ヲ「九月十五日」トシ第七條中「二月」ヲ「四月」トス

### 長野縣道路損傷負擔金徵收規則細則

(昭和六、一、二九) 改正(昭和八、六、二六) 改正(昭和九、一〇、一五)  
長野縣令第三號) 長野縣令第三七號) 長野縣令第六四號)

第一條 道路損傷負擔金徵收規則(以下單ニ規則ト稱ス)ニ於テ自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者ト稱スルハ自動車取締令第十二條ノ規定ニ依リ營業ノ免許ヲ受ケタル者及自家用自動車ヲ使用スル者ヲ謂フ

第二條 規則第六條ノ規定ニ依ル申告ハ様式第一號ニ依ルヘシ

第三條 一定路線又ハ區間ニ依ル自動車ヲ使用スル者ハ様式第二號ニ依リ二月一日ヨリ七月末日迄ニ走行哩數ヲ八月十五日迄ニ八月一日ヨリ翌年一月末日迄ノ走行哩數ヲ二月十五日迄ニ知事ニ申告スヘシ

第四條 事業ヲ開始シタル者ノ届出ハ様式第三號、事業ノ休止及停止ニ關スル届出ハ様式第四號、事業ヲ廢止シタル者ノ届出ハ様式第五號ニ依ルヘシ

第五號 事業者ノ使用スル車輛ノ増減又ハ積載量若ハ走行哩數ニ異動ヲ生シタルトキハ様式第六號ニ依リ遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第六條 規則又ハ本細則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ主タル營業所所在地(自家用自動車ヲ使用ス



ル者ハ主タル使用地)ヲ管轄スル工區主幹ヲ經由スヘシ  
第七條 規則第六條、第十五條若ハ本細則第三條ノ届出ヲ爲ササル者又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ  
拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

本則ハ昭和八年度分ヨリ之ヲ適用ス  
(備考) 様 式 略

福島縣道路損傷負擔金徵收規程(昭和一〇、一、一七)  
福島縣令第六號

- 第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ傷損スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテハ本令ノ定ムル所ニ依リ道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム
- 第二條 道路損傷負擔金(以下單ニ負擔金ト稱ス)ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ負擔セシム
  - 一 自動車ヲ使用シ運輸又ハ運送ノ事業ヲ爲ス者
  - 二 貨物自動車ヲ使用シ前號以外ノ事業ヲ爲ス者
  - 三 前各號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニシテ知事ニ於テ負擔セシムル必要アリト認メタルモノ
- 第三條 負擔金ハ道路維持修繕費豫額算ノ五分ノ一以内トス
- 第四條 負擔金ハ自動車ヲ使用スル者ニ在リテハ其ノ自動車ノ走行軒數ニ左ノ比率ヲ乘シタルモノノ標準トシテ之ヲ算定シ其ノ他ノ事業者ニ在リテハ使用道路ノ延長及事業ノ性質ニ依リ知事ニ於テ損傷程度ヲ認定シ之ヲ算定ス
  - 一 乗客定員七人以下ノ乗用自動車
    - 一、〇

- 二 乗客定員八人以上ノ乗用自動車
  - 一、四
- 三 乗客定員十六人以上ノ乗用自動車
  - 一、八
- 四 積載定量壹吨以下ノ貨物自動車
  - 一、六
- 五 積載定量壹吨ヲ超ユル貨物自動車
  - 二、二

前項ノ走行軒數ハ事業者ノ申告ニ依ル但シ申告ヲ爲ササルトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第五條 負擔金ハ四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ分ヲ十一月ニ十月ヨリ翌年三月ニ至ル迄ノ分ヲ五月ニ徵收ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ期限ニ依サルコトアルヘシ

第六條 國、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ公益事業ノ爲道路ヲ損傷シタル場合又ハ知事ニ於テ特ニ宥恕スヘキ必要アリト認メタル場合ニ於テハ負擔金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第七條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件、勞力又ハ金錢等ヲ寄附シタル事業者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ知事ニ於テ適當ト認ムル工法ニ依リ道路ノ維持又ハ修繕ノ工事ヲ施行シタル事業者ニ付亦同シ

前項ノ物件、勞力又ハ工事ノ價格ハ知事ノ評價スル所ニ依ル

第八條 前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス

第九條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和九年度分ヨリ之ヲ適用ス

福島縣道路損傷負擔金徵收規程施行細則(昭和一〇、一、一七)  
福島縣令第七號



第一條 本令ニ於テ規程ト稱スルハ道路損傷負擔金徵收規程ヲ謂フ  
 第二條 規程第四條ニ依ル自動車ノ走行軒數ハ別記第一號様式ニ依リ四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ分ヲ十月二十日迄ニ十月ヨリ翌年三月迄ノ分ヲ四月二十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ  
 第三條 規程第六條第七條ニ依リ負擔金ノ減免ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳具シ知事ニ願出ツヘシ

第四條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住居又ハ營業所ヲ有セサルトキハ本縣内ニ住居ヲ有スル者ヲ代理人ニ定メ知事ニ届出ツヘシ  
 知事ニ於テ前項ノ代理人ヲ適當ナラスト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 事業ヲ休止又ハ廢止シタル場合ハ第二號様式ニ依リ事業其ノ他ニ付變更ヲ爲シタル場合ハ第三號様式ニ依リ知事ニ届出ツヘシ

第六條 規程又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ負擔金納付義務者ノ主タル營業所々在地又ハ道路使用地ヲ管轄スル支廳若ハ土木監督所ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ道路損傷負擔金徵收規程施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 (備考) 様 式 略

山形縣道路損傷負擔規程 (昭和一〇、四、一) (山形縣令第二一號)

第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテハ本令ノ定ムル所ニ依リ道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム  
 第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ負擔セシム

一 自動車ニ依リ運輸ノ事業ヲ爲ス者

二 前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニシテ知事ニ於テ負擔セシムル必要アリト認メタル者

第三條 負擔金ハ道路ノ維持修繕ニ要スル毎年度豫算額ノ五分ノ一以内トス

第四條 自動車ヲ使用スル者ニ負擔セシムヘキ負擔金ハ其ノ自動車ノ走行軒數ニ左ノ比率ヲ乘シタルモノニ依リ其ノ他ノ負擔金ハ道路損傷ノ程度ニ依リ之ヲ決定ス

八人乗以下ノ乗用自動車(三人乗未滿ノモノヲ除ク) 一、〇

九人乗以上ノ乗用自動車 二、〇

積載定量千疋以下ノ貨物自動車(四百疋未滿ノモノヲ除ク) 一、八

積載定量千疋ヲ超ユル貨物自動車 二、二

前項ノ走行軒數ハ事業者ノ申告ニ依ル但シ申告ヲ爲サルトキ及申告ヲ爲スモ其ノ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第五條 負擔金ハ毎年四月一日ノ現在ニ依リ當該年度分ヲ左ノ通分納セシム

第一期 半額 七月末日限

第二期 半額 十一月末日限

特別ノ事情アル場合ハ前項ノ期限ニ依ラサルコトアルヘシ

第六條 道路又ハ其ノ附屬物ノ維持修繕ノ爲土地、物件、勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本令ニ依ル負擔ヲ減免スルコトアルヘシ知事ニ於テ適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ之ヲ寄附シタル者ニ對シ亦同シ  
 前項ノ土地、物件及勞力ニ對スル評價ハ知事ノ認定スル所ニ依ル



第七條 國、府縣、市町村其ノ他公共團體、公益法人及産業組合又ハ知事ニ於テ特ニ宥恕スヘキ必要アリト認メタル者カ第二條ニ依ル事業者ナル場合ハ本令ニ依ル負擔金ヲ課セス但シ知事ニ於テ必要アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 四月一日以後ニ於テ負擔金納付義務ヲ生シタル者ニ對シテハ事業開始ノ月ヨリ月割ヲ以テ負擔金ヲ算定シ之ヲ納付セシム

前項ノ負擔金ニシテ第五條ノ納期ニ依リ難キモノハ隨時之ヲ徵收ス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事業者ノ申請ニ依リ月割計算ヲ以テ事業期間ノ負擔金ヲ算定シ既ニ納付シタル負擔金ヲ還付スルコトアルヘシ

一 事業ヲ廢止シタルトキ

二 天災其ノ他不可抗力ニ依リ引續キ六十日以上ニ亘リ事業ヲ休止シタルトキ

三 自己ノ都合ニ依リ引續キ九十日以上ニ亘リ事業ヲ休止シタルトキ

四 引續キ九十日以上ニ亘リ事業又ハ道路使用ノ停止ヲ命セラレタルトキ

第十條 事業ノ開始、休止、停止又ハ廢止ハ事實發生ノ日ヨリ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ爲ササル者ニ對シテハ負擔金還付ニ關スル本令ノ規定ヲ適用セス

第十一條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十年度分ヨリ之ヲ適用ス

### 山形縣道路損傷負擔規程施行細則

(昭和一〇、四、一)  
山形縣令第二二號

第一條 本令ニ於テ規程ト稱スルハ道路損傷負擔規程ヲ謂フ

第二條 規程第四條ニ依ル自動車ノ走行軒數ハ別記第一號様式ニ依リ四月末日限知事ニ届出ツヘシ

四月一日以後ニ於テ事業ヲ開始シタル場合ハ事業開始ノ日ヨリ二十日以内ニ届出ツヘシ

第三條 事業ヲ開始、休止、停止、廢止又ハ變更シタル場合ハ別記第二號様式ニ依リ届出ツヘシ

第四條 規程第九條ニ依リ負擔金ノ還付ヲ受ケントスル者ハ別記第三號様式ニ依リ申請スヘシ

第五條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住居又ハ營業所ヲ有セサルトキハ本縣内ニ住居ヲ有スル者ヲ代理人ト定メ知事ニ届出ツヘシ

前項ノ代理人ニシテ知事ニ於テ不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 規程又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ主タル營業所所在地又ハ道路使用地ヲ管轄スル土木出張所ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(備考) 様 式 略

### 福井縣道路損傷者負擔金徵收規程

(大正一五、九、二一)  
福井縣令第一二六號

第一條 道路法第四十條ノ規定ニ依リ自動車業者、運送業者倉庫業者等ニシテ特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シ道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムル場合ニ於テハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 前條ノ負擔金ハ其ノ事業ノ爲ニ損傷スル道路ノ其ノ區域内ニ於ケル維持又ハ修繕ノ費用ノ三分ノ二以内トス

第三條 同一區域内ニ於テ本規程ニ依リ費用ヲ負擔スヘキ者二人以上アルトキハ前條ニ規定スル負擔



金額ヲ分擔セシム前項ノ分擔金ハ道路ヲ損傷スル事業ニ使用スル道路ノ延長、車輛ノ構造、通行回數及重量等ニ據リ知事之ヲ定ム

第四條 負擔金ハ工事費精算額ニ依リ四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ分ハ十一月ニ、十月ヨリ翌年三月ニ至ル迄ノ分ハ五月ニ徵收ス但シ一時ノ損傷ニ對スル負擔ニ關シテハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

第五條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲メ土地物件勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本規程ニ依ル負擔ヲ減免スルコトアルヘシ

知事カ適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ之ヲ寄附シタル者ニ對シ亦同シ

前項ノ土地物件並勞力ニ對スル評價ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第六條 國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公益事業ノ爲メ道路ヲ損傷スル場合ニ在リテハ之ニ對シテハ本規程ニ依ル費用ノ負擔ヲ免除スルコトアルヘシ

前項ノ規定ニ依リ費用ノ負擔ヲ免除スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス

第七條 本規程ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ事業ヲ營ム者ニ對シテハ大正十五年度分負擔金ハ日割ヲ以テ之ヲ算定ス

福井縣道路損傷者負擔金徵收規定施行細則(大正一五、九、二一) 福井縣令第一二七號

第一條 本則ニ於テ自動車業者ト稱スルハ自動車取締令(以下單ニ取締令ト稱ス)第三十三條ノ規定ニ依ル貨物運搬専用特種自動車ヲ使用スル者及同令第十二條ニ依リ營業ノ免許ヲ受ケタル者並同令第

五條ニ依リ検査ヲ受ケタル自動車ヲ使用スル者ヲ謂フ

第二條 左ノ事業者ニ對シテハ道路損傷者負擔金徵收規程(以下單ニ規程ト稱ス)ニ依リ道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

一 自動車業者

二 特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニシテ知事ニ於テ負擔セシムルノ必要アリト認メタル者

第三條 自動車業者ノ負擔金ハ新ニ事業ヲ開始シタル者ニ對シテハ事業開始ノ日ヨリ事業ヲ廢止又ハ讓渡シタル者若ハ取締令ニ依リ營業ノ免許ヲ取消サレタル者又ハ自動車ノ使用禁止ヲ命セラレ事業ヲ爲スヲ得サル者ニ對シテハ其ノ月迄月割ヲ以テ之ヲ算定ス

自動車業者以外ノ事業者ニ在リテハ道路損傷ノ事實ニ依リ之ヲ算定ス

第四條 左ノ場合ニ於テハ日割計算ヲ以テ其ノ期間ノ負擔金ヲ免除スルコトアルヘシ

一 天災又ハ不可抗力ニ依リ引續キ三十日以上ニ亘リ事業ヲ休止シタルトキ

二 自己ノ都合ニ依リ引續キ九十日以上ニ亘リ事業ヲ休止シタルトキ

三 知事ニ於テ引續キ三十日以上ニ亘リ營業又ハ道路使用ノ停止ヲ命シタルトキ

前項第一號及第二號ノ場合ニ於ケル事業ノ休止又ハ開始ハ三日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第五條 規程第三條ニ依ル負擔金額ノ分擔歩合ハ自動車業者ニ在リテハ其ノ使用スル道路ノ延長及通行回數ノ此率ニ依ル外車輛ノ構造及重量ニ依ル歩合ハ左ノ比率ニ依ル

三人乗以下乗用自動車 三

四人乗以上七人乗以下乗用自動車 一〇

八人乗以上十一人乗以下乗用自動車 一二

十二人乗以上乗用自動車 一六



貨物用リヤカー附自動自轉車

一噸以下貨物自動車

六  
三四

前號以外ノ貨物自動車五一自動車業者以外ノ事業者分擔ハ損傷ノ程度ニ依リ知事之ヲ決定ス

第六條 自動車業者ノ使用スル道路延長、通行回数、車輛ノ構造及重量ハ取締令ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノニ依ル但シ賃貸自動車及自家用貨物自動車ノ使用スル道路ノ延長及通行回数ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第七條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ本縣内ニ住所ヲ有スル者ヲ以テ負擔金納付代理人ト定メ知事ニ届出ツヘシ  
前項代理人ニシテ知事之ヲ不適當ト認ムルトキハ更任ヲ命スルコトアルヘシ

附 則

本令ハ道路損傷者負擔金徵收規程施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 石川縣道路損傷負擔金徵收規則(昭四九、三、三一) 石川縣令第八一號

第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテハ本則ノ定ムル所ニ依リ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ負擔セシム

- 一 自動車ヲ使用シ運輸ノ事業ヲ爲ス者
- 二 貨物用ノ自動車ヲ使用シ前號以外ノ事業ヲ爲ス者
- 三 前各號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニシテ知事ニ於テ負擔セシムル必要アリト認メタル者

第三條 前條ニ掲クル事業者ノ負擔金ノ總額ハ其ノ事業ノ爲ニ損傷スル道路ノ維持修繕費豫算額ノ五分ノ一以內ニ於テ毎年度知事之ヲ定ム

第四條 負擔金ハ自動車ヲ使用スル者ニ在リテハ其ノ自動車ノ走行軒數ニ左ノ比率ヲ乘シタルモノヲ標準トシ其ノ他ノ事業者ニ在リテハ道路損傷ノ程度ニ依リ之ヲ算定ス

- 一 七人乗以下ノ乗用自動車 一・〇
- 二 八人乗以上ノ乗用自動車 一・二
- 三 十二人乗以上ノ乗用自動車 一・六
- 四 最大積載量五百庇以下ノ貨物自動車 〇・六
- 五 最大積載量千五百庇以下ノ貨物自動車 一・八
- 六 前號以外ノ貨物自動車 二・二

前項ノ走行軒數ハ一定路線ニ據リ自動車ヲ使用スルモノニ在リテハ其ノ使用スル道路ノ延長及運行回数ニ依リ其ノ他ノモノニ在リテハ事業者ノ申告ニ基キ知事之ヲ定ム事業者申告ヲ爲ササルトキ又ハ申告ヲ爲スモ其ノ申告不相當ト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第五條 負擔金ハ四月一日現在ニ依リ之ヲ賦課ス  
四月一日以後ニ於テ事業ヲ開始シタル者又ハ負擔金算定ノ基礎ト爲ルヘキ事項ヲ増加シタル者アルトキハ其ノ都度之ヲ賦課ス一定路線ニ據ラスシテ縣内ニ定置場ヲ有セサル自動車ヲ使用スル者アルトキ亦同シ

前項ノ規定ニ依ル負擔金額ハ第三條ノ負擔金總額ニ之ヲ算入セス事業ヲ承繼シタル者ハ前事業者ノ負擔義務ヲ承繼シタルモノト看做ス

第六條 一定路線ニ據ラスシテ自動車ヲ使用シタル者ハ四月十日迄ニ自動車ノ乗車定員最大積載量及



前年度ニ於ケル走行軒數ヲ知事ニ申告スヘシ

四月一日以後ニ於テ事業ヲ開始シタル者又ハ負擔金算定ノ基礎ト爲ルヘキ事項ヲ増加シタル者ハ五日以内ニ自動車ノ乗車定員最大積載量及其ノ年度末迄ノ豫定走行軒數ヲ知事ニ申告スヘシ  
前項ノ規定ハ一定線路ニ據ラスシテ縣内ニ定置場ヲ有セサル自動車ヲ使用シタル者ニ付之ヲ準用ス  
但シ此ノ場合ニ於ケル走行軒數ハ實際走行シタル軒數トス

第七條 負擔金ハ之ヲ二分シ左ノ二期ニ之ヲ徵收ス

第一期 百分ノ五十 六月二十五日限

第二期 百分ノ五十 十二月二十五日限

第五條第二項ノ規定ニ依リ賦課ヲ爲シタル負擔金ノ徵收期限ニ付テハ賦課ノ際別ニ之ヲ定ム

徵收期限前ニ於テ事業ヲ廢止シタル場合ニ於テハ負擔金ハ其ノ期限ニ拘ラス直ニ之ヲ徵收ス

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ但シ第一號乃至第四號

ニ該當スル場合ハ事業者ニ於テ五日以内ニ届出知事ノ決定ヲ受ケタルモノニ限ル

一 事業ヲ廢止シタルトキ

二 使用車輛及運行回數ヲ減少シタルトキ

三 天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ引續キ十五日以上ニ互リ事業ヲ休止シタルトキ

四 事業者ノ都合ニ依リ引續キ五十日以上ニ互リ事業ヲ休止シタルトキ

五 引續キ十五日以上ニ互リ營業又ハ道路使用ノ停止ヲ命セラレタルトキ

六 其ノ他知事ニ於テ特ニ減免スルヲ適當ト認メタルトキ

第九條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件、勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ寄附

額ノ範圍内ニ於テ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ

知事ニ於テ適當ト認ムル工法ニ依リ道路ノ維持又ハ修繕ヲ爲シタル者ニ付亦同シ

前項ノ物件並勞力ニ對スル評價ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第十條 前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス

第十一條 本則施行ニ關シ必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

本則ハ昭和九年度ヨリ之ヲ施行ス

### 石川縣道路負擔金徵收規則施行細則(昭和九、三、三一 石川縣令第八二號)

第一條 本則ニ於テ規則ト稱スルハ道路損傷負擔金徵收規則ヲ謂フ

第二條 規則第六條第一項ニ依ル申告ハ第一號様式ニ同條第二項ニ依ル申告ハ第二號様式ニ同條第三

項ニ依ル申告ハ第三號様式ニ依ルヘシ

第三條 規則第五條第二項ノ負擔金ヲ二期ニ分チテ徵收スル場合ニ於テハ各期ノ徵收額ノ割合ハ賦課

ノ際別ニ之ヲ定ム

第四條 負擔金納付義務者ノ事業ヲ承繼シタル者ハ五日以内ニ前事業者ト連署シテ知事ニ届出ツヘシ

第五條 四月一日以後ニ於テ一定路線ニ據リ自動車ヲ使用シ運輸ノ事業ヲ開始シタル者又ハ負擔金算

定ノ基礎ト爲ルヘキ事項ヲ増加シタルトキハ其ノ免許事項等ヲ第四號様式ニ依リ五日以内ニ知事ニ

届出ツヘシ

第六條 規則第八條第一號該當ノ場合ハ第五號様式ニ第二號該當ノ場合ハ第六號様式ニ依リ第三號及

第四號該當ノ場合ハ其ノ事實ヲ證スルニ足ルヘキ事項ヲ記載シテ届出ツヘシ

第七條 負擔金納付義務者縣内ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ負擔金納付ニ關スル事項ヲ處理セシ



ムル爲縣内ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ヲ負擔金納付管理人ニ定メ之ト連署シテ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

知事ニ於テ前項ノ管理人ヲ不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 規則又ハ本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ負擔金納付義務者ノ主タル營業所所在地ヲ管轄スル石川縣土木出張所ヲ經由スヘシ

附 則

本則ハ道路損傷負擔金徵收規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年四月一日ニ於テ一定路線ニ據リ自動車ヲ使用スル者ハ第四號様式ニ準シ同月十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

(備考) 様 式 略

富山縣道路損傷負擔金徵收規程(昭和二、二、八) 富山縣令第七號

第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテ

ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ負擔セシム

一 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者

二 前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニシテ知事ニ於テ負擔セシムル必要アリト認メタル者

第三條 負擔金總額ハ前條ニ掲グル事業者ノ使用スル道路ノ維持修繕費精算額ノ五分ノ一以内トス

第四條 負擔金ハ自動車ヲ使用スル者ニ在リテハ其ノ自動車ノ走行哩數及左ノ比率ニ依リ其ノ他ノ事

業者ニ在リテハ知事ノ認定スル損傷ノ程度ニ依リ之ヲ定ム

三人乗以下乗用自動車

六人乗以下乗用自動車

七人乗以上乗用自動車

積載量一噸未満貨物自動車

積載量一噸以上貨物自動車

前項ノ走行哩數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ道路延長及通行回數ニ依リ其ノ他ノ場合ニ在リテハ事業者ノ申告ニ依リ知事之ヲ定ム申告ヲ爲ササルトキ又ハ申告ヲ爲スモ其ノ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ據ル

第五條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ハ四月一日ヨリ九月末日迄ニ於ケル走行哩數ヲ十月十日迄ニ十月一日ヨリ翌年三月末日迄ニ於ケル走行哩數ヲ四月十日迄ニ知事ニ申告スヘシ

第六條 負擔金ハ四月ヨリ九月迄ノ分ハ十一月二十月ヨリ翌年三月迄ノ分ハ五月ニ徵收ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ規定ニ依ラサルコトアルヘシ

第七條 知事ニ於テ公益上其ノ他特ニ必要アリト認メタルトキハ負擔金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第八條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本令ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ道路ノ維持又ハ修繕ヲ爲シタル者ニ付其ノ評價額ノ範圍内ニ於テ亦同シ

第九條 前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス

第十條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム



附 則

本令ハ昭和十年度分ヨリ之ヲ適用ス  
昭和十年度ニ限リ第五條ノ四月一日ヨリ九月末日迄ノ走行哩數申告期日ヲ昭和十一年二月二十日トシ  
第六條ノ徵收期十一月ヲ昭和十一年三月トス

富山縣道路損傷負擔金徵收規程施行細則(昭和二、二、八)  
富山縣令第八號

- 第一條 一定路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル者ハ別記第一號様式ニ依リ其ノ他ノ者ハ別記第二號様式ニ依リ之ヲ申告スヘシ
- 第二條 走行哩數ハ別記第三號様式ニ依リ之ヲ申告スヘシ
- 第三條 事業ノ開始、休止、廢止、變更、讓渡又ハ相續ヲ爲シタル者及禁止、停止又ハ取消ヲ命セラレタル者ハ其ノ事實發生ノ日ヨリ五日以内ニ別記第四號様式ニ依リ之ヲ申告スヘシ
- 第四條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ本縣内ニ住居ヲ有スル者ヲ代理人ト定メ届出ツヘシ
- 代理人ニシテ不適當ト認ムルトキハ更改ヲ命スルコトアルヘシ
- 第五條 道路損傷負擔金徵收規程又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ主タル營業所又ハ事務所所在地ヲ管轄スル土木出張所ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ道路損傷負擔金徵收規程施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
(備考) 様 式 略

鳥取縣道路損傷負擔金徵收規程(昭和七、一、一九)  
鳥取縣令第五號

- 第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテハ本令ノ定ムル所ニ依リ之カ爲ニ要スル道路ノ維持修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム
- 第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ負擔セシム
  - 一 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者
  - 二 前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ト認定シタル者
- 第三條 前條ニ揚クル各事業者ノ負擔金(同一區域内ニ於テ二以上ノ事業者アルトキハ各事業者ノ負擔金ノ合算額)ハ其ノ事業ノ爲ニ使用スル道路ノ區域内ニ於ケル維持修繕費精算額(歩車道ヲ區別スル道路ニ付テハ車道ニ要スル費用)ノ五分ノ一以内トス
- 前項ノ道路ノ維持修繕ノ爲物件若ハ勞力ヲ寄附シ又ハ其ノ維持修繕工事ヲ爲シタル者アル場合ニ於テハ其ノ價額ハ知事ノ評價スル所ニ依リ前項ノ維持修繕費精算額ニ之ヲ加算ス
- 第一項ニ規定スル各事業者ノ負擔金ハ前項ノ規定ニ依ル加算額並道路ノ維持修繕ノ爲金錢ノ寄附ヲ爲シタル者アル場合ニ於ケル其ノ金額ヲ控除シタル維持修繕費精算額ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第四條 自動車ヲ使用スル者ニ負擔セシムヘキ負擔金ハ其ノ自動車ノ走行軒數及左ノ比率ニ依リ其ノ他ノ負擔金ハ道路損傷ノ程度ニ依リ之ヲ決定ス
  - 一、〇 八人乗以下乗用自動車
  - 一、六 前號以外ノ乗用自動車
  - 二、一 一噸以下ノ貨物自動車
  - 三、六 前號以外ノ貨物自動車



前項ノ走行杆數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ道路延長及通行回数ニ依リ其ノ地ノ場合ニ在リテハ事業者ノ申告ニ依リ之ヲ定ム申告ヲ爲ササルトキ又ハ申告ヲ爲スモ其ノ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第五條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ハ四月ヨリ九月迄ニ於ケル走行杆數ヲ十月末日迄ニ、十月ヨリ翌年三月迄ニ於ケル走行杆數ヲ四月末日迄ニ知事ニ申告スヘシ

第六條 負擔金ハ四月ヨリ九月迄ノ分ハ十一月ニ、十月ヨリ翌年三月迄ノ分ハ五月ニ徴收ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ依ラサルコトアルヘシ

第七條 知事ニ於テ公益上其他特ニ必要アリト認メタルトキハ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ

第八條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本令ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ道路ノ維持又ハ修繕工事ヲ爲シタル者ニ付其ノ評價額ノ範圍内ニ於テ亦同シ

第九條 第二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス第十條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス

### 鳥取縣道路損傷負擔金徵收規程施行細則

(昭和七、一、一九 鳥取縣令第六號)

第一條 一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル事業者ハ第一號様式ニ依リ其ノ他ノ者ハ第二號様式ニ依リ其ノ走行杆數ヲ知事ニ申告スヘシ

第二條 事業ヲ休止、停止、廢止又ハ變更シタル者ハ第三號様式ニ依リ知事ニ申告スヘシ第三條負擔

金納付義務者ニシテ本縣内ニ住居又ハ營業所ヲ有セサルトキハ本縣内ニ住居ヲ有スル者ヲ代理人ト定メ知事ニ届出ツヘシ

代理人ニシテ不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 道路損傷負擔金徵收規程又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ主タル營業所所在地若ハ使用地ヲ管轄スル土木出張所長ヲ經由スヘシ

附 則

第五條 本令ハ道路損傷負擔金徵收規程施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條 本令第一條及第二條ノ申告書ハ昭和六年度ニ限り之ヲ昭和七年二月二十九日迄ニ知事ニ提出スヘシ

(備考) 様式略

### 岡山縣道路損傷負擔金規則

(昭和八、三、三一 岡山縣令第四六號)

第一條 本則ニ於テ負擔金ト稱スルハ特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シ國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ道路法第四十條ノ規定ニ依リ負擔セシムルモノヲ謂フ

第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業者ニ之ヲ負擔セシム

- 一 自勉車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者
- 二 前號ノ外知事ニ於テ特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ト認定シタル者
- 第三條 前條ニ掲クル各事業者ノ負擔金ハ其ノ事業ノ爲ニ使用スル道路(歩道、車道ヲ區別スル道路ニ在リテハ車道)ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ精算額ノ五分ノ一以內トス



同一道路ヲ使用スルニ以上ノ事業者アル場合ニ於テハ前項ノ規定ハ各事業者ノ負擔金ハ合算額ニ付之ヲ適用ス

毎年度負擔金ノ最高額ハ別ニ知事之ヲ定ム

第一項ノ道路ノ維持又ハ修繕ノ爲物件若ハ勞力ヲ寄附シタル者アル場合ニ於テハ其ノ價格ハ知事ノ評價スル所ニ依リ之ヲ第一項ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ精算額ニ合算ス道路ノ維持又ハ修繕ノ工事ヲ爲シタル者アル場合ニ於テ其ノ費用ニ付亦同シ

各事業者ノ負擔金ハ前項ノ金額及道路ノ維持又ハ修繕ノ爲金錢ノ寄附アリタル場合ニ於テハ其ノ金額ヲ維持又ハ修繕ノ費用ノ精算額ヨリ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者ノ負擔金ハ其ノ使用自動車ノ走行距離ニ左ノ比率ヲ乘シタル

モノニ依リ其ノ他ノ事業者ノ負擔金ハ道路損傷ノ程度ニ依リ知事之ヲ定ム

一 二人以下ヲ乗客定員トスル乗用自動車 六〇

二 八人以下ヲ乗客定員トスル乗用自動車 一〇〇

三 前貳號以外ノ乗用自動車 一六〇

四 一噸以下ヲ積載定量トスル貨物用自動車 一八〇

五 第一號及前號以外ノ貨物用自動車 二二〇

第五條 前條ノ走行距離ハ一定ノ路線ニ據ル運輸ノ業ニ使用スル自動車ニ在リテハ當該道路ノ延長及

通行回数ニ依リ之ヲ算定シ其ノ他ノ自動車ニ在リテハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第六條 國、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ公益事業ノ爲道路ヲ損傷シタル場合又ハ知事ニ於

テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ負擔金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第七條 道路ノ維持又修繕ノ爲物件若ハ勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内

ニ於テ本則ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ道路ノ維持又ハ修繕ノ工事ヲ施行シタル者ニ付其ノ費用ノ範圍内ニ於テ亦同シ

前項ノ物件若ハ勞力ノ價格又ハ工事ノ費用ハ知事ノ評價スル所ニ依リ之ヲ決定ス

第八條 負擔金ハ四月ヨリ九月ニ至ル迄ノモノヲ前期分トシ其ノ年十二月ニ、十月ヨリ翌年三月ニ至

ルモノヲ後期分トシ六月ニ之ヲ徴收ス

第九條 負擔義務者本縣内ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ負擔金ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲

本縣内ニ住所ヲ有スル負擔金管理人ヲ定メ連署ノ上直ニ知事ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同

シ 知事ニ於テ管理人ヲ不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第一項ノ書類ハ主タル營業所々在地又ハ使用道路ヲ管轄スル土木出張所ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ昭和七年度分ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年度ニ於ケル負擔金ノ徴收期ニ關シテハ知事別ニ之ヲ定ム

廣島縣道路損傷負擔金徴收規則

(昭和六、三、一七 廣島縣令第一九號)

第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテ

ハ本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ爲ニ要スル道路ノ維持修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ以テ道路損傷負擔金ノ負擔義務者トス

一 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者

二 前號ノ外知事ニ於テ特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ト認定シタル者



第三條 前條ニ掲クル各事業者ノ負擔金(同一區域内ニ於テ二以上ノ事業者アルトキハ各事業者ノ負擔金ノ合算額)ハ其ノ事業ノ爲ニ使用スル道路(歩道、車道ヲ區別スル道路ニ在リテハ車道)ノ維持修繕費精算額ノ五分ノ一以内トス

前項ノ道路ノ維持修繕ノ爲物件若ハ勞力ヲ寄附シ又ハ其ノ維持若ハ修繕工事ヲ爲シタル者アル場合ニ於テテハ其ノ價格ハ知事ノ評價スル所ニ依リ之ヲ前項ノ維持修繕費精算額ニ合算ス

第一項ニ規定スル各事業者ノ負擔金ハ前項ノ評價額及道路ノ維持修繕ノ爲金錢ノ寄附アリタル場合ニ於ケル其ノ金額ヲ控除シタル維持修繕費精算額ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 自動車ヲ使用スル者ニ負擔セシムヘキ負擔金ハ其ノ自動車ノ走行里數及左ノ比率ニ依リ、其ノ他ノ負擔金ハ道路損傷ノ程度ニ依リ知事之ヲ決定ス

- 一、〇〇
- 八人乗以下ノ乗用自動車
- 前號以外ノ乗用自動車
- 一、五六
- 一噸以下ノ貨物自動車
- 一、八〇
- 前號以外ノ貨物自動車
- 二、二〇

第五條 前條ノ走行里數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ依ル自動車ニ在リテハ自動車取締令ニ依リ知事ノ免許ヲ受ケタル道路ノ延長及通行回數ニ依リ之ヲ算定シ其ノ他ノ自動車ニ在リテハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ事業者ノ申請ニ依リ負擔金ヲ減免ス

- 一 天災其ノ他不可抗力ニ依リ引續キ三十日以上ニ亘リ事業ヲ休止シタルトキ
- 二 自己ノ都合ニ依リ引續キ九十日以上ニ亘リ事業ヲ休止シタルトキ
- 三 引續キ三十日以上ニ亘リ營業又ハ道路使用ノ停止ヲ命セラレタルトキ

四 國、府縣、市町村其ノ他公共團體ノ公共事業ナルトキ

五 前各號ノ外知事ニ於テ特ニ減免スルノ必要アリト認メタルトキ

第七條 道路ノ維持又ハ修繕ニ關シ物件、勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本令ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ道路ノ維持又ハ修繕ノ工事ヲ施行シタル者ニ付其ノ評價額ノ範圍内ニ於テ亦同シ

第八條 前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス

第九條 負擔金ハ四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ分ハ其ノ年十一月、十月ヨリ翌年三月ニ至ル迄ノ分ハ翌年五月ニ之ヲ徵收ス但シ一時ノ損傷ニ對スル負擔金ニ在リテハ隨時之ヲ徵收ス

第十條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住所又ハ居所ヲ有セサル者ハ本縣内ニ住所ヲ有スル者ヲ以テ負擔金納付代理ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十一條 本令施行ニ關スル必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和五年度分ヨリ之ヲ適用ス

昭和五年度分負擔金ニ在リテハ第九條ノ規程ニ拘ラス其ノ全額ヲ昭和六年五月ニ之ヲ徵收ス

廣島縣道路損傷負擔金徵收規則施行細則 (昭和六、五、一二) (廣島縣令第二六號)

第一條 道路損傷負擔金徵收規則(以下單ニ規則ト稱ス)ニ依ル負擔金ハ新ニ事業ヲ開始シタル者ニ對シテ、ハ其ノ月ヨリ、事業ヲ廢止若ハ讓渡シ又ハ營業ノ免許ヲ取消サレタル者ニ對シテハ其ノ月迄月割ヲ以テ之ヲ算定ス

第二條 規則第六條ノ規定ニ依リ負擔金ノ減免ヲ請ハムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳具シ四月ヨリ九月ニ



至ル迄ノモノニ在リテハ十月十日迄ニ、十月ヨリ翌年三月ニ至ル迄ノモノニ在リテハ翌年四月十日迄ニ知事ニ申請スヘシ

第三條 規則第十條ノ規定ニ依ル負擔金納付代理人ノ届出ハ事業開始後十日以内ニ之ヲ爲シ且其ノ届書ニハ代理人連署スヘシ

代理人ヲ變更シタルトキノ届出亦前項ニ準ス

届出代理人ヲ不適當ト認ムルトキハ知事ハ其ノ更改ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 規則及本令ニ依リ提出スヘキ書類ハ所轄土木出張所ヲ經由スヘシ

附 則

第五條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條 昭和五年度分負擔金減免申請期限ハ第二條ノ規定ニ拘ラス昭和六年五月二十一日トス

第七條 本令施行ノ際ニ於ケル現事業者ノ負擔金納付代理人ノ届出期限ハ昭和六年五月二十一日トス

### 道路損傷負擔金負擔義務者ノ件

(昭和六、五、一二) 縣告示三六六號

道路損傷負擔金徵收規則第二條第二號ニ依ル負擔義務者ヲ左ノ通定ム

一 貨物自動車ニ依リ自家ノ貨物ヲ運輸スル者

### 山口縣道路損傷負擔金徵收規則

(昭和五、五、一五) 改正 (山口縣令第三二號)

第一條 道路法第四十條ノ規定ニ依リ特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シ道路ノ

維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムル場合ニ於テハ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本則ニ於テ自動車業者ト稱スルハ營業自動車(自動車取締令第三三條第二項ノ規定ニ依ル自動車ヲ除ク)及自家用貨物自動車ヲ

使用スル者ヲ謂フ

第三條 左ノ事業者ニハ本則ニ依ル負擔金ヲ負擔セシム

一 自動車業者

二 特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲スモノニシテ知事ニ於テ負擔セシムル必要アリト

認メタル者

第四條 道路損傷負擔金總額ハ毎年度知事之レヲ定ム

第五條 負擔金ハ其ノ事業ノ爲ニ損傷スル道路ノ區域内ニ於ケル維持又ハ修繕費精算額ノ三分ノ一以

内トス

第六條 負擔金ハ自動車業者ニ在リテハ其ノ使用スル道路ノ走行里數ヲ標準トシ自動車業者以外ノ事

業者ニ在リテハ損傷ノ程度ニ依リ之ヲ決定ス

前項ノ走行里數自動車業者ノ使用スル道路ノ延長及通行回數ニ左ニ掲クル車輛ノ構造重量ノ比率ヲ

相乘シテ之ヲ算出シタルモノトス

八人乗以下乗用自動車

一、〇

前號以外ノ乗用自動車

一、二

一噸以下ノ貨物自動車

三、一

前號以外ノ貨物自動車

四、七

第七條 自動車業者ノ使用スル道路ノ延長通行回數車輛ノ構造及重量ハ自動車取締令ニ依リ知事ノ免

許ヲ受ケタルモノニ依ル但シ一定ノ路線又ハ區間ニ依ラサル營業用自動車及自家用貨物自動車ノ使



用スル道路ノ延長及通行回数ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第八條 自動車業者左ニ掲クル事由ノ一ニ該當シタルトキハ其ノ期間ニ相當スル走行里數ハ之ヲ控除

ス但シ第一號及第二號ニ該當シタル場合ニ於テハ別ニ定ムル期限迄ニ届出ヲ爲シタルモノニ限ル

一 天災又ハ不可抗力ニ依リ引續キ三十日以上ニ亘リ事業ヲ休止シタルトキ

二 自己ノ都合ニ依リ引續キ九十日以上ニ亘リ事業ヲ休止シタルトキ

三 知事ニ於テ引續キ三十日以上ニ亘リ營業又ハ道路使用ノ停止ヲ命シタルトキ

四 前各號ノ外知事ニ於テ特ニ宥恕スヘキ事由アリト認メタルトキ

第九條 負擔金ハ四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ分ハ翌年一月ニ十月ヨリ翌年三月ニ至ル迄ノ分ハ六月ニ徵

收ス但シ一時ノ損傷ニ對スル負擔金ニ關シテハ本條ノ期限ニ依ラサルコトアルヘシ

第十條 前條負擔金徵收ノ場合ニ於テ第三條第一號ニ該當スルモノ、負擔金總額、同第二號ニ依ル者

ノ負擔金總額ヲ其ノ翌年度負擔金總額ヨリ控除シタル額トス

第十一條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲メ土地物件勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ

其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本則ニ依ル負擔ヲ減免スルコトアルヘシ知事ニ於テ適當ト認ムル工法ニ

依リ工事ヲ施行シテ之ヲ寄附シタル者ニ付亦同シ

前項ノ土地物件並勞力ニ對スル評價ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第十二條 國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公益事業ノ爲メ道路ノ損傷シタル場合ニ於テハ本則ニ依

ル負擔ハ之ヲ免除スルコトアルヘシ

前項ノ規定ニ依リ負擔ヲ免除スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔ハ之ヲ増加セス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ事業ヲ爲スモノニ對スル昭和三年度分負擔金ハ月割ヲ以テ之ヲ算定ス

### 和歌山縣道路損傷負擔金徵收規則

(昭和七、三、五 和歌山縣令第一五號)

第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテ

ハ本則ノ定ムル所ニ依リ之カ爲メ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當セル者ニ之ヲ負擔セシム

一 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者

二 前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニシテ知事ニ於テ負擔セシムル必要

アリト認メタル者

第三條 前條ニ掲クル各事業者ノ負擔金(同一區域内ニ於テ二以上ノ事業者アルトキハ各事業者ノ負

擔金ノ合算額)ハ其ノ事業ノ爲メ使用スル道路ノ區域内ニ於ケル維持修繕費精算額(歩道車道ヲ區別

スル道路ニ付テハ車道ニ要スル費用)ノ五分ノ一以内トス

前項ノ道路ノ維持修繕ノ爲メ物件若ハ勞力ヲ寄附シ又ハ其ノ維持若ハ修繕工事ヲ爲シタル者アル場合

ニ於テハ其ノ價額ハ知事ノ評價スル所ニ依リ之ヲ前項ノ維持修繕費ニ加算ス

第一項ニ規定スル各事業者ノ負擔金ハ前項ノ規定ニ依ル加算額並道路ノ維持修繕ノ爲メ金錢ノ寄附ヲ

爲シタル者アル場合ニ於ケル其ノ金額ヲ控除シタル維持修繕費精算額ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 負擔金ハ自動車ヲ使用スル者ニ在リテハ其ノ自動車ノ走行哩數及左ノ比率ニ依リ其ノ他ノ事

業者ニ在リテハ知事ノ認定スル損傷ノ程度ニ依リ之ヲ決定ス

三人乗以下乗用自動車

〇、七

六人乗以下乗用車

一、〇



- 七人乗以上乗用車 一、五
- 積載量一噸未満貨物自動車 二、三
- 積載量一噸以上貨物自動車 二、八

前項ノ走行哩數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ道路延長及通行回數ニ依リ其ノ他ノ場合ニアリテハ事業者ノ申告ニ依リ知事之ヲ定ム申告ヲ爲ササルトキ又ハ申告ヲ爲スモ其ノ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ據ル

第五條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ハ四月ヨリ七月迄ニ於ケル走行哩數ヲ八月十日迄ニ八月ヨリ十一月迄ニ於ケル走行哩數ヲ十二月十日迄ニ十二月ヨリ翌年三月迄ニ於ケル走行哩數ヲ四月十日迄ニ知事ニ申告スヘシ

第六條 負擔金ハ四月ヨリ七月迄ノ分ハ十月ニ、八月ヨリ十一月迄ノ分ハ翌年二月ニ十二月ヨリ翌年三月迄ノ分ハ六月ニ徵收ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ規定ニ依ラサルコトアルヘシ

第七條 知事ニ於テ公益上其ノ他特ニ必要アリト認メタルトキハ本則ニ依ル負擔金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第八條 道路ノ維持又ハ費用ヲ補足スル爲物件、勞力、又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本則ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ道路ノ維持又ハ修繕ヲ爲シタル者ニ付其ノ評價額ノ範圍内ニ於テ亦同シ

第九條 前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス第十條 事業ヲ開始シ休止シ廢止シ又ハ變更シタルトキハ事業者ハ其ノ事實發生ノ日ヨリ三日内ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ爲ササル者ニ對シテハ負擔金減免ニ關スル本ノ規定ハ之ヲ適用セス

第十一條 本則ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

本則ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス

昭和六年度ノ負擔金ノ徵收期及第五條ニ依ル申告期等ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

和歌山縣道路損傷負擔金徵收規則施行細則 (昭和七、三、五 和歌山縣令第一六號)

第一條 道路損傷負擔金徵收規則(以下單ニ規則ト稱ス)第十條ノ規定ニ依ル事業開始届出ハ規則第二條ノ規定ニ該當スル者ニシテ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル者ハ第一號様式一定ノ路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ハ第二號様式ニ依リ事業ノ休止、停止、廢止又ハ變更ノ届出ハ第四號様式ニ依ルヘシ

第二條 規則第五條ノ規定ニ依ル走行哩數ノ申告ハ第三號様式ニ依ルヘシ

第三條 規則第七條ノ規定ニ依リ負擔金ノ減免ヲ請ハントスル者ハ其ノ事由ヲ詳具シ知事ニ申請スヘシ

第四條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住居又ハ營業所ヲ有セサルトキハ負擔金納付ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲本縣内ニ住居ヲ有スル者ヲ代理人ニ定メ知事ニ届出ツヘシ

代理人ニシテ不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 規則又ハ本細則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ主タル營業所所在地若ハ使用地ヲ管轄スル土木出張所ヲ經由スヘシ

附 則

第六條 本細則ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス



第七條 昭和六年度ニ限り負擔金ノ徵收期、申告期及事業ノ開始届出ヲ左ノ通定ム

一 負擔金徵收期

昭和六年四月ヨリ十二月迄ノ分ハ七年三月ニ七年一月ヨリ三月迄ノ分ハ五月ニ徵收ス

一 申告期

昭和六年四月ヨリ十二月迄ニ於ケル走行哩數ヲ七年三月十五日迄ニ七年一月ヨリ三月迄ニ於ケル走行哩數ヲ四月十日迄ニ申告スヘシ

一 事業開始届出

本則施行ノ際現ニ事業ヲ營ム者ハ本則公布ノ日ヨリ十日以内ニ届出ツヘシ  
(備考) 様式略

### 香川縣道路損傷負擔金徵收規則

(昭和七、四、一) 香川縣令第一〇號

第一條 道路法第四十條ノ規定ニ依リ特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シ道路ノ

維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムル場合ニ於テハ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 道路損傷負擔金ハ左記各號ノ一ニ該當スル事業者ニ負擔セシム

一 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者

二 前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニシテ知事ニ於テ負擔セシムル必要アリト認メタル者

第三條 前條ニ掲クル各事業者ノ負擔金(同一區域内ニ於テ二以上ノ事業者アルトキハ各ノ事業者ノ負擔金ノ合算額)ハ其事業ノ爲使用スル道路ノ區域内ニ於ケル維持又ハ修繕費精算額ノ五分ノ一以内ニ於テ知事之ヲ定ム

第七條ノ規定ニ依ル物件勞力並工事ノ評價額ハ之ヲ前項ノ維持又ハ修繕費精算額ニ加算ス

第一項ニ規定スル各事業者ノ負擔金ハ前項ノ評價額並道路ノ維持修繕ノ爲金錢ノ寄附アリタル場合ニ於ケル其ノ金額ヲ控除シタル維持修繕費精算額ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 負擔金ハ自動車業者ニ在リテハ其ノ自動車ノ走行哩數及左ノ比率ニ依リ其ノ他ノ事業者ニ在リテハ知事ノ認定スル損傷ノ程度ニ依リ之ヲ決定ス

七人乗以下乗用自動車 一、〇〇

八人乗以上十二人乗用自動車 一、三四

其ノ他ノ乗用自動車 一、八二

一噸積以下貨物自動車 一、八〇

其ノ他ノ貨物自動車 二、二〇

第五條 前條ノ走行哩數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ道路延長及通行回數ニ依リ其他ノ場合ニ在リテハ事業者ノ申告ニ依リ之ヲ定ム申告ヲ爲ササルトキ又ハ其ノ申告ヲ不相當ト認ムル時ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第六條 負擔金ハ四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ分ヲ十一月ニ十月ヨリ翌年三月ニ至ル迄ノ分ヲ五月ニ之ヲ賦課ス

第七條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本則ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ道路ノ維持又ハ修繕ヲ爲シタル者ニ付其ノ評價額ノ範圍内ニ於テ亦同シ

前項ノ物件勞力並工事ノ評價額ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第八條 國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公益事業ノ爲道路ヲ損傷シタル場合又ハ知事ニ於テ特ニ



宥恕スヘキ理由アリト認めタル者ニ付テハ本則ニ依ル負擔金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ  
第九條 前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコアルモ之カ爲他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加  
セス

第十條 本則施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 香川縣道路損傷負擔金徵收規則施行細則

(昭和七、四、一號)  
香川縣令第一一號

第一條 一定路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル事業者ハ別記第一號様式ニ依リ其ノ他ノ者ハ別記

第二號様式ニ依リ其ノ走行哩數ヲ毎月十日迄ニ前月分ヲ知事ニ申告スヘシ

第二條 事業ヲ開始、休止、廢止、變更、讓受、又ハ相續ヲ爲シタルモノ及禁止、停止、取消ヲ命セ

ラレタルモノハ其ノ事實發生ノ日ヨリ五日以内ニ別記第三號様式ニ依リ知事ニ申告スヘシ

第三條 規則第七條及第八條ニ依リ負擔金ノ減免ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳具シ四月ヨリ九月

ニ至ル迄ノ分ハ十月十日迄ニ十月ヨリ翌年三月ニ至ル迄ノ分ハ四月十日迄ニ知事ニ願出ツヘシ

第四條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ現住セサルトキハ負擔金納付ニ關スル事項ヲ處理セシムル

爲本縣内ニ現住スル者ニ就キ負擔金納付管理人ヲ定メ連署ヲ以テ知事ニ届出ツヘシ

前項ノ管理人ニシテ知事ニ於テ不適當ト認めタルトキハ更改ヲ命スルコトアルヘシ

附 則

本令ハ道路損傷負擔金徵收規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(備考) 様式略

### 愛媛縣道路損傷負擔金徵收規則

(昭和五、三、二八)  
愛媛縣令第三〇號

第一條 道路法第四十條ノ規定ニ依リ特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シ道路ノ

維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムル場合ニ於テハ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本則ニ於テ自動車業者ト稱スルハ營業用自動車(自動車取締令第三十三條第二項ノ規定ニ依

ル自動車ヲ除ク)ヲ使用スルモノヲ謂フ

第三條 左ノ事業者ニハ本則ニ依ル負擔金ヲ負擔セシム

一 自動車業者

二 特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニシテ知事ニ於テ負擔セシムル必要アリト

認めタル者

第四條 道路損傷負擔金總額ハ毎年度知事之ヲ定ム

第五條 第三條ニ掲クル各事業者ノ負擔金(同一區域内ニ於テ二以上ノ事業者アルトキハ各事業者ノ

負擔金ノ合算額)ハ其ノ事業ノ爲ニ使用スル道路ノ區域内ニ於ケル維持修繕費精算額ノ五分ノ一以

内トス

第十一條ニ規定スル寄附アリタル場合ハ前項ノ維持修繕費精算額ニ之ヲ加算ス

第六條 負擔金ハ自動車業者ニ在リテハ其ノ使用スル自動車ノ走行里數及左ニ掲クル比率ヲ標準トシ

自動車業者以外ノ事業者ニ在リテハ損傷ノ程度ニ依リ之ヲ決定ス

八人乗以下乗用自動車 一、〇〇

前號以外ノ乗用自動車 一、五六

一噸以下貨物自動車 一、八〇



前號以外ノ貨物自動車

二、二〇

二五二

第七條 前條ノ走行里數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ依ル自動車業者ニ在リテハ自動車取締令ニ依リ知事ノ免許ヲ受ケタル道路ノ延長及通行回數ニ依リ、其ノ他ノモノニ在リテハ知事ノ認定スル所ニ依ル第八條 負擔金ハ四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ分ハ四月一日、十月ヨリ翌年三月ニ至ル迄ノ分ハ十月一日現在ニ依リ之ヲ賦課ス

賦課期日後負擔義務ノ發生シタルモノニ對シテハ義務發生ノ月ヨリ月割ヲ以テ之ヲ賦課シ賦課期日後負擔義務ノ消滅シタルモノニ對シテハ前期ノ負擔額ニ準シ其ノ消滅シタル月迄月割ヲ以テ之ヲ賦課ス

第九條 負擔金ハ四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ分ハ十一月ニ十月ヨリ翌年三月ニ至ル迄ノ分ハ五月ニ之ヲ徵收ス、但シ賦課期日後負擔義務ノ消滅シタルモノニ對シテハ隨時之ヲ徵收ス

一時ノ損傷ニ對スル負擔金ニ關シテハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ

第十條 自動車業者左ニ掲クル事由ノ一ニ該當シタルトキハ其ノ期間ニ相當スル走行里數ハ之ヲ控除ス但シ第一號及第二號ニ該當シタル場合ニ於ケル事業ノ休止又ハ開始ハ三日以内ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ

一 天災又ハ不可抗力ニ依リ引繼キ三十日以上ニ亘リ事業ヲ休止シタルトキ

二 自己ノ都合ニ依リ引繼キ九十日以上ニ亘リ事業ヲ休止シタルトキ

三 知事ニ於テ引繼キ三十日以上ニ亘リ營業又ハ道路使用ノ停止ヲ命シタルトキ

第十一條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本則ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ知事ニ於テ適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ執行シテ之ヲ寄附シタル者ニ付亦同シ

前項ノ物件並勞力ニ對スル評價ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第十二條 國、府、縣、市、町、村其ノ他公共團體ニ於テ公益事業ノ爲道路ヲ損傷シタル場合ハ知事

ニ於テ特ニ宥恕スヘキ事由アリト認メタルトキハ本則ニ依ル負擔金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第十三條 第十一條及前條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ增加セス

附 則

本則ハ昭和四年度ヨリ之ヲ施行ス

第九條ニ規定スル負擔金徵收期中四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ分ハ昭和四年度分ニ限り昭和五年四月ニ之ヲ徵收ス

本則公布以前ノモノニシテ第十條、第一項但書ニ該當ノモノハ本則公布ノ日ヨリ起算シ五日以内ニ届出ヘシ

高知縣道路損傷負擔金徵收規則

(昭和八、三、三〇)  
高知縣令第一三號

第一條 道路法第四十條ノ規定ニ依リ特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シ道路ノ

維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムル場合ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ負擔セシム

一 自動車ヲ使用シ運輸事業ヲ爲ス者

二 貨物自動車ヲ使用シ前號以外ノ事業ヲ爲ス者

三 前各號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ト知事ニ於テ認定シタル者

第三條 前條ニ掲クル事業者ノ負擔金ハ其ノ事業ノ爲メニ使用スル道路ノ區域内ニ於ケル維持修繕費



精算額ノ五分ノ一以内トス

同区域内ノ道路ヲ使用スル二以上ノ事業者アルトキハ前項ノ負擔金ハ各事業者ノ分擔トス  
歩道車道ヲ區別スル道路ニ付テハ第一項ノ維持修繕費ハ車道ニ要スル費用トス

第四條 第七條ノ規定ニ依ル物件、勞力及工事ノ評價格ハ之ヲ前條ノ維持修繕費精算額ニ加算ス  
負擔金ハ前項ノ評價格並道路ノ維持又ハ修繕ノ爲メ金錢ノ寄附アリタル場合ニ於ケル其ノ金額ヲ控  
除シタル維持修繕費精算額ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條 負擔金ハ自動車ヲ使用スル者ニ在リテハ其ノ自動車ノ走行軒數ニ左ノ比率ヲ乘シタルモノヲ  
標準トシテ之ヲ算出シ其ノ他ノ事業者ニ在リテハ損傷ノ程度ニ依リ之ヲ算出ス

- 一 五人乗以下ノ乗用自動車 一、〇
- 二 六人乗以上ノ乗用自動車 一、二
- 三 十人乗以上ノ乗用自動車 一、八
- 四 重量千五百瓦以下ノ貨物自動車 一、三
- 五 前號以外ノ貨物自動車 二、三

前項ノ走行軒數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スルモノニ在リテハ其ノ使用スル道路ノ  
延長及通行回數ニ依リ之ヲ定メ其ノ他ノモノニ在リテハ事業者ノ申告ニ依ル申告ヲ爲ササルトキ又  
ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ依ル  
自動車ノ構造及重量並使用スル道路ノ延長及通行回數ハ自動車取締令ニ依リ知事ノ免許ヲ受ケタル  
モノニ依ル

第六條 負擔金ハ毎年四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ分ヲ十一月ヨリ翌年三月ニ至ル迄ノ分ヲ五月ニ  
徴收ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハコノ期限ニ依ラサルコトアルヘシ

第七條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲メ物件、勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其  
ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ知事ニ於テ適當ト認ムル工法ニ依リ道路  
ノ維持又ハ修繕ノ工事ヲ施行シタル者ニ付亦同シ

前項ノ物件、勞力又ハ工事ノ價格ハ知事ノ評價スル所ニ依ル

第八條 國、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ公益事業ノ爲メ道路ヲ損傷シタル場合又ハ知事ニ  
於テ特ニ宥恕スヘキ必要アリト認メタル場合ニ於テハ負擔金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第九條 前二條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス

第十條 事業ノ開始、休止、廢止、又ハ負擔金算定ノ基礎ト爲ルヘキ事項ヲ變更シタルトキハ  
五日以内ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ

第十一條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和七年度ヨリ之ヲ施行ス但シ七年度分負擔金徴收ノ時期ハ別ニ定ムル所ニ依ル

### 高知縣道路損傷負擔金徴收規則施行細則

(昭和八、三、三〇二號)  
高知縣告示第二〇二號

第一條 本則ニ於テ規則ト稱スルハ道路損傷負擔金徴收規則ヲ謂フ

第二條 規則第五條ニ依リ一定ノ路線又ハ區間ニ據ラスシテ自動車ヲ使用スル者ノ申告書ハ第一號樣  
式ニ依ルヘシ

第三條 規則第七條第八條ニ依リ負擔金ノ減免ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳具シ知事ニ願出ツヘ  
シ

第四條 規則第十條ニ依ル事業ノ休止、停止、廢止ノ届出ハ第二號樣式ニ依リ變更ノ届出ハ第三號樣



ニ式依ルヘシ

第五條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住居又ハ營業所ヲ有セサルトキハ本縣内ニ住居ヲ有スル者ヲ代理人ニ定メ知事ニ届出ツヘシ

知事ニ於テ前項ノ代理人ヲ適當ナラスト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 規則又ハ本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ負擔金納付義務者ノ主タル營業所所在地若ハ道路使用地ヲ管轄スル幡多支廳長又ハ土木出張所主幹ヲ經由スヘシ

附 則

本則ハ道路損傷負擔金徵收規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(備考) 様式略

### 佐賀縣道路損傷負擔金徵收規則

(昭和一一、三、一〇)  
佐賀縣令第六號

第一條 國道又ハ府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテハ本令ノ定ムル所ニ依リ之カ爲ニ要スル道路維持修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ負擔セシム

一 自動車ヲ使用スル者但シ二人乗以下ヲ除ク

二 前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニシテ知事ニ於テ負擔セシムル必要アリト認メタル者

第三條 前條ニ掲クル事業者ノ負擔金總額ハ毎年度維持修繕費豫算總額ノ五分ノ一以内ニ於テ知事之ヲ定ム

第四條 負擔金ハ自動車ヲ使用スル者ニ在リテハ其ノ自動車ノ走行軒數ニ左ノ比率ヲ乘シタルモノヲ

標準トシ其ノ他ノ事業者ニ在リテハ知事ニ於テ損傷ノ程度ヲ認定シテ之ヲ算定ス

一 六人乗以下ノ乗用自動車 一〇〇

二 八人乗以下ノバス型自動車 一一五

三 十二人乗以下 同 一七〇

四 十三人乗以下 同 二〇〇

五 積載量一、五吨以下ノ貨物自動車 二〇〇

六 積載量一、五吨ヲ超ユル貨物自動車 二三〇

前項ノ走行軒數ハ事業者ノ申告ニ依ル但シ申告ヲ爲ササルトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第五條 負擔金ハ四月ヨリ九月迄ノ分ヲ十一月末日迄ニ十月ヨリ翌年三月迄ノ分ヲ五月末日迄ニ徵收ス但シ特別ノ事由アル場合ニハ此ノ期限ニ依ラサルコトアルヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ但シ第一號ノ場合ニ於ケル減免額ハ寄附金額又ハ知事ノ評定スル價格ノ範圍内トス

一 道路ノ維持修繕ノ爲金錢、物件又ハ勞力ヲ寄附シ若ハ知事ニ於テ適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シタル者アルトキ

二 國、府縣、市町村又ハ其ノ他ノ公共團體ニ於テ公益事業ノ爲道路ヲ損傷シタルトキ

第七條 前條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔金ハ之ヲ増加セス

第八條 事業ヲ開始、休止、停止、廢止又ハ負擔金算定ノ基礎トナルヘキ事項ヲ變更シタルトキハ之ヲ知事ニ届出ツヘシ



第九條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十年度分ヨリ之ヲ適用ス

但昭和十年度分負擔金徵收ノ時期ハ別ニ定ムル所ニ依ル

佐賀縣道路損傷負擔金徵收規則施行細則(昭和一一、三、一〇 佐賀縣令第六號)

第一條 本令ニ於テ規則ト稱スルハ道路損傷負擔金徵收規則ヲ謂フ

第二條 規則第四條第二項ニ依ル申告ハ一定路線又ハ區間ニ依ルモノニ在リテハ第一號様式ニ依リ一定ノ路線又ハ區間ニ依ラサルモノニ在リテハ第二號様式ニ依リ其ノ他ノモノニ在リテハ第三號様式ニ依リ十月ヨリ翌年三月迄ノ分ヲ四月五日迄ニ四月ヨリ九月迄ノ分ヲ十月五日迄ニ其ノ走行軒數ヲ知事ニ申告スヘシ

前項ノ期日ニ據リ難キモノハ其ノ都度之ヲ申告スヘシ

第三條 規則第八條ニ依ル届出ハ第四號様式ニヨリ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第四條 負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ本縣内ニ住所ヲ有スル者ヲ以テ負擔金納付代理人ト定メ知事ニ届出ツヘシ

前項代理人ニシテ知事不適當ト認ムルトキハ更改ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 本令ニ依ル申告並届書ハ所轄土木管區事務所經由提出スヘシ

附 則

昭和十年度分ハ五月末日迄ニ之ヲ徵收ス

昭和十年度分ハ同年四月ヨリ翌年三月迄ノ分ヲ昭和十一年四月五日迄ニ第二條ニ依ル申告ヲナスヘシ

(備考) 様式略

### 鹿兒島縣道路損傷負擔金徵收規則

(昭和七、二、一二 鹿兒島縣令第一二號)

第一條 國道及府縣道(附屬物ヲ含ム以下同シ)ヲ特ニ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテ

ハ本則ノ定ムル所ニ依リ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ負擔セシム

一 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者

二 前號ノ外特ニ道路損傷ノ原因ト爲ルヘキ專業ヲ爲スモノト知事ニ於テ認メタル者

第三條 前條ニ掲クル各事業者ノ負擔金(同一區域内ニ於テ二以上ノ事業者アルトキハ各事業者ノ負擔金ノ合算額)ハ其ノ事業ノ爲ニ使用スル道路ノ區域内ニ於ケル維持修繕費精算額(歩車道ノ區別

アル道路ニ付テハ車道ニ要スル費用)ノ五分ノ一以内トス

前項ノ道路ノ維持修繕ノ爲物件若ハ勞力ヲ寄附シ又ハ其ノ維持修繕工事ヲ爲シタル者アル場合ニ於

テハ其價額知事ノ評價スル所ニ依リ前項ノ維持修繕費精算額ニ之ヲ加算ス

第一項ニ規定スル各事業者ノ負擔金ハ前項ノ規定ニ依ル加算額並道路ノ維持修繕ノ爲金錢ノ寄附ヲ

爲シタル者アル場合ニ於ケル其ノ金額ヲ控除シタル維持修繕費精算額ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 自動車ヲ使用スル者ニ負擔セシムヘキ負擔金ハ其ノ自動車ノ走行延長及左ノ比率ニ依リ事業

者ノ負擔金ハ道路損傷ノ程度ニ依リ之ヲ決定ス

八人乗以下乗用自動車(乗務員ヲ含ム)

前號以外ノ乗用自動車 一、〇

積載重量一噸以下貨物自動車 一、七

前號以外ノ貨物自動車 二、三



前項ノ走行延長ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ道路延長及通行回數ニ依リ其ノ他ノ場合ニ在リテハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第五條 負擔金ハ四月ヨリ九月迄ノ分ヲ十一月ニ十月ヨリ三月迄ノ分ヲ五月ニ徵收ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ定ムル期限ニ依ラサルコトアルヘシ

第六條 知事ニ於テハ公益上特ニ必要アリト認メタルトキハ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ

第七條 負擔義務者ニシテ道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件勞力又ハ金錢ヲ寄附シタルトキハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本則ニ依ル負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ道路ノ維持又ハ修繕工事ヲ爲シタル者ニ付其ノ評價額ノ範圍内ニ於テ亦同シ

第八條 第六條、第七條ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルモ他ノ事業者ノ負擔金ハ之ヲ増加セス

第九條 本則ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ知事別ニ之ヲ定ム

附 則

本則ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス

### 鹿兒島縣道路損傷負擔金徵收規則施行細則

(昭和七、三、一三號)  
鹿兒島縣令第一三號

第一條 一定ノ路線ニ據リ自動車ヲ使用スル事業者ハ營業狀態ヲ別記第一號様式ニ依リ其ノ他ノ者(自家用貨物貨切貨物貨切乗用自動車使用者)ハ所有臺數ヲ第二號様式ニ依リ毎年前半期(自四月至九月)分ヲ其年十月十五日迄ニ後半期(自十月至翌年三月)分ヲ翌年四月十五日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

第二條 道路損傷負擔金徵收規則(以下單ニ規則ト云フ)第六條及第七條ニ依リ負擔金ノ減免ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳具シ前半期ニ於ケル分ハ十月十五日迄ニ後半期ニ於ケル分ハ四月十五日迄ニ知事ニ願出ツヘシ

第三條 規則ニ依ル負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住所又ハ營業所ヲ有セサルトキハ規則及本細則ニ依ル義務ヲ處辨セシムル爲本縣内ニ住所ヲ有スル者ヲ代理人ト定メ連署ヲ以テ知事ニ届出ツヘシ

第四條 規則又ハ本細則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ縣内ノ主タル營業所(營業所ヲ有セサルモノハ駐車場)ヲ管轄スル警察署ヲ經由スヘシ

第五條 負擔金ノ徵收ハ國稅徵收法及同施行規則ニ依ルノ外縣稅滯納處分施行細則ヲ準用ス

第六條 第一條第三條ノ届出ヲナササル者及虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第七條 本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(備考) 様式略

### 京都市道路工事受益者負擔規程一六〇頁 參 照

### 大阪市道路受益者負擔規程一六五頁 參 照

### 名古屋市道路損傷負擔規程 (昭和八、一、九) (名古屋市告示第二號)

第一條 道路法第四十條ノ規定ニ依リ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業者ニ對シテハ道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

一 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者



二 前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニシテ市長ノ指定シタ者  
 第二條 前條事業者ノ負擔金總額ハ其ノ事業ノ爲ニ損傷スル道路ノ區域内ニ於ケル維持又ハ修繕ノ費用ノ三分ノ二以内トス

各事業者ノ負擔金ハ前項ノ金額ニ各事業者ニ付算出シタル損傷率ヲ乘シテ之ヲ定ム  
 損傷率ハ當該道路ノ區域ニ於テ使用スル車輛ノ種類、重量、速度、數等ニ依リ之ヲ算出ス

第三條 負擔金ハ工事費精算額ニ依リ毎年四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ分ハ之ヲ十一月末日ニ十月ヨリ翌年三月ニ至ル迄ノ分ハ之ヲ五月末日ニ徵收ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ本條ノ期限ニ依ラサルコトアルヘシ

第四條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲物件、勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ

前項ノ物件又ハ勞力ニ對スル評價ハ市長ノ認定スル所ニ依リ之ヲ第二條第一項ノ維持又ハ修繕ノ費用ニ算入ス第二條第一項ニ規定スル負擔金總額ハ前項ノ評價額並道路ノ維持修繕ノ爲金錢ノ寄附アリタル場合ニ於ケル其ノ金額ヲ控除シタル維持修繕費精算額ヲ超エルコトヲ得ス

第五條 國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公益事業ノ爲道路ヲ損傷シタル場合又ハ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ負擔金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第六條 本規程ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和七年度ヨリ之ヲ施行ス

名古屋市道路損傷負擔規程施行細則

(昭和八、一、九 名古屋市告示第三號)

第一條 道路損傷負擔規程(以下規程ト稱ス)ニ依ル道路ノ維持又ハ修繕ニ要スル費用ハ歩道車道ノ區別アル道路ニ付テハ車道ノ分ニ依ル但シ特ニ歩道ヲモ損傷スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 規程第二條第一項ニ依ル道路ノ區域ハ毎年三月及九月中ニ市長之ヲ告示ス

第三條 規程第二條第三項ニ依ル道路損傷率ハ左ノ比率及交通量ヲ參酌シテ之ヲ定ム

車輛ノ種類	區		分	比率
	甲	乙		
乗合自動車	甲 乗用定員(乗務員トモ)二十人以上ノモノ		二、六〇	
	乙 乗用定員(乗務員トモ)二十人未満ノモノ		一、八〇	
貨物自動車	甲 車輛ノ積載定量 二千瓩以上ノモノ		四、一〇	
	乙 車輛ノ積載定量 二千瓩未満ノモノ		三、一〇	
乗用自動車			一、二〇	

第四條 各事業者ノ負擔金ハ同一ノ路線又ハ區間ニ依ル乗合自動車業者以上アルトキハ車輛ノ區分ニ依ル乗入車輛數(許可車輛數)ニ、其ノ他ノ事業者ニ在リテハ乗入車輛ノ種類區分ニ依ル走行哩數ニ比例シテ之ヲ定ム

第五條 前二條ニ依ル車輛ノ種類、區分、數及走行哩數ハ事業者ノ申告ニ依リ市長之ヲ認定ス但シ其ノ申告ナキトキ又ハ申告不當ト認ムルトキハ市長之ヲ決定ス

事業者ハ前項ノ事項ヲ別記第一號様式又ハ第二號様式ニ依リ前月分ヲ毎月五日迄ニ市長ニ申告スヘシ



第六條 事業ヲ開始又ハ廢止シタル者ニ對スル負擔金ハ月割ヲ以テ之ヲ計算ス

第七條 事業ノ開始、廢止其ノ他ノ異動アリタルトキハ直ニ別記第三號様式ニ依リ市長ニ申告スヘシ

第八條 事業者本市内ニ現住セサルトキハ本市内ニ現住スル者ニ就キ負擔金納付人ヲ定メ市長ニ申告スヘシ

附 則

本細則ハ昭和七年度ヨリ之ヲ施行ス但シ乗合自動車業者以外ノ事業者ニ對シテハ當分ノ内之ヲ適用セス

昭和七年四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ負擔金ハ規程第三條ノ納期ニ拘ハラズ昭和八年三月末日限トス  
乗合自動車業者ノ本細則公布ノ日以前ニ於ケル車輛ノ種類、區分、數ハ本細則第五條ノ規定ニ拘ハラズ市長之ヲ決定ス

本細則第二條ニ依リ九月中ニ爲ス告示ハ昭和七年度ニ限り昭和八年二月中ニ之ヲ告示ス

(備考) 様式略



Table with multiple columns and rows of text, likely a ledger or account book. The text is faint and difficult to read.

帳簿 (Account Book)

Table with multiple columns and rows of text, likely a ledger or account book. The text is faint and difficult to read.



一、道路損傷者負擔標準一覽表 (昭和十一年五月三十一日現在)

府	縣	標準	負擔金基本額		負擔義務者	自動車ノ損傷率	徵收
			決定方法	負擔金總額			
一	神奈川	總括主義 豫算主義	總括主義 豫算主義	五分ノ一	一、自動車ヲ使用シ許可ヲ得テ一定ノ路線ニ依リ營業ヲ爲シ又ハ自動車ヲ使用シ一定ノ路線ノ依リ營業ヲ爲シ又ハ貨物運輸ノ業ヲ爲ス者 二、採掘業並ニ土石採掘業ノ業ヲ營ム者 三、採掘業並ニ土石採掘業ノ業ヲ營ム者 四、採掘業並ニ土石採掘業ノ業ヲ營ム者	八人乗以下ノ乗用車 八人乗以下ノ貨物車 八人乗以上ノ貨物車	四月 九月
二	長崎	路線主義 精算主義	路線主義 精算主義	五分ノ一	一、自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者 二、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因ヲルモノノ事業ヲナスモノト知事ニ於テ認定シタルモノ	八人乗以下ノ乗用車 八人乗以下ノ貨物車 八人乗以上ノ貨物車	五月 十一月
三	新潟	路線主義 精算主義	路線主義 精算主義	五分ノ一	一、自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者 二、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナシテシムル必要アリト認ムル者	八人乗以下ノ乗用車 八人乗以下ノ貨物車 八人乗以上ノ貨物車	八月十日 十二月十日 四月十日
四	埼玉	總括主義 精算主義	總括主義 精算主義	五分ノ一	一、自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者 二、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲ス者	八人乗以下ノ乗用車 八人乗以下ノ貨物車 八人乗以上ノ貨物車	四月十日 十月十日



二五富 山總括主義 精算主義 以五分ノ一 內一	二四石 川總括主義 豫算主義 以五分ノ一 內一	二三福 井路線主義 精算主義 以三分ノ二 內二	二三山 形路線主義 豫算主義 以五分ノ一 內一	二二福 島總括主義 精算主義 以五分ノ一 內一	二〇長 野路線主義 精算主義 以五分ノ一 內一
一、自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者 二、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲ス者	一、自動車運輸事業者 二、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナル事業ヲナス者	一、自動車業者 二、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナル事業ヲナス者 三、他道路ヲ損傷スル原因トナル事業ヲナス者	一、自動車ニ依リ運輸ノ事業ヲ爲ス者 二、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲ス者 三、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲ス者	一、自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者 二、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲ス者 三、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲ス者	一、自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者 二、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲ス者 三、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲ス者
積載量一噸以上ノ貨物車 九〇〇〇	積載量一噸以上ノ貨物車 二〇〇〇	積載量一噸以上ノ貨物車 二〇〇〇	積載量一噸以上ノ貨物車 二〇〇〇	積載量一噸以上ノ貨物車 二〇〇〇	積載量一噸以上ノ貨物車 二〇〇〇
五月	十一月	五月	七月末日 十一月末日	五月	十一月

九滋 賀路線主義 精算主義 以五分ノ一 內一	八靜 岡路線主義 豫算主義 以五分ノ一 內一	七三 重路線主義 精算主義 以五分ノ一 內一	六千 葉總括主義 豫算主義 以五分ノ一 內一	五群 馬總括主義 豫算主義 以五分ノ一 內一
一、自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者 二、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲ス者 三、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲ス者	一、自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者 二、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲ス者 三、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲ス者	一、自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者 二、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲ス者 三、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲ス者	一、自動車ヲ使用シ運輸事業ヲ營ム者 二、貨物自動車ヲ使用シ前號以外ノ事業ヲ營ム者 三、前各號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲スモノト知事ニ於テ認定シタルモノ	一、自動車業者 二、特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルベキ事業ヲ爲スモノト知事ニ於テ負擔セシムル必要アリト認めタルモノ
積載量一噸以上ノ貨物車 二〇〇〇	積載量一噸以上ノ貨物車 二〇〇〇	積載量一噸以上ノ貨物車 二〇〇〇	積載量一噸以上ノ貨物車 二〇〇〇	積載量一噸以上ノ貨物車 二〇〇〇
五月	十一月	五月	五月	三月三十日 六月三十日 九月三十日







三、大阪市路線主義 精算主義	三分ノ二 内	一、倉庫業者、運送業者、自動車業者、其 他特ニ路面ヲ損傷セシムベキ事業ヲ爲ス 者	一、倉庫業者、運送業者、自動車業者、其 他特ニ路面ヲ損傷セシムベキ事業ヲ爲ス 者	五月	十一月
名古屋市 路線主義 精算主義	三分ノ二 内	一、自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者 二、前號ノ外特ニ道路ヲ損傷スル原因トナ ルベキ事業ヲ爲ス者ニシテ市長ノ指定シ タル者	一、乗用自動車 二、定員二十人以上ノ乗車 三、積載定員二十人以上ノ乗車 四、積載定員二十人以上ノ貨物車	五月	十一月

三、道路工事受益者負擔規程ヲ有スル全國府縣及市町村一覽表  
(昭和十一年五月三十一日現在)

區分	府縣名	市	町	村	名
北海道	札幌市、函館市、小樽市、旭川市				
東京都	東京都	東京市			
京都市	京都市	京都市			
大阪府	大阪府	大阪市、中河内郡小阪町、同郡繩手村、同郡大戸村、北河内郡枚方町、豊能郡南豊島村、同郡麻田村			
神奈川縣	神奈川縣	横浜市、川崎市、平塚市			
兵庫縣	兵庫縣	神戸市、尼ヶ崎市、有馬郡三輪町			

區分	府縣名	市	町	村	名
長崎縣	長崎縣	佐世保市			
新潟縣	新潟縣	新潟市、新津町			
群馬縣	群馬縣	前橋市、高崎市、佐波郡伊勢崎町			
茨城縣	茨城縣				
栃木縣	栃木縣				
奈良縣	奈良縣	奈良市			
三重縣	三重縣	宇治山田市、松阪市			
愛知縣	愛知縣	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、東春日井郡小牧町、海部郡津島町、碧海郡大濱町、幡豆郡西尾町			
靜岡縣	靜岡縣	甲府市			
山梨縣	山梨縣				
滋賀縣	滋賀縣	岐阜市、大垣市、稲葉郡加納町、羽島郡笠松町、安八郡三城村、武儀郡關町、賀茂郡古井町、土岐郡下石町、同郡笠原町、東惠那郡中津町、大野郡高山町			
岐阜縣	岐阜縣				
長野縣	長野縣				
宮城縣	宮城縣	郡山市			
福島縣	福島縣				
岩手縣	岩手縣				
青森縣	青森縣	青森市、八戸市			



區分	府縣名	市	町	村	名
北海道					
東京都	東京都	京都市			
大阪府	大阪府	大阪市			
神奈川県	神奈川県	川崎市			
兵庫県					
長崎県					

四、道路損傷者負擔規程ヲ有スル全國府縣及市町村一覽表  
(昭和十一年五月三十一日現在)

備考	合計	宮崎縣	鹿兒島	沖繩
一、内務大臣ノ認可ヲ受ケタルモ未ダ公布セザルモノ	三府十八縣		鹿兒島市	
二、内務大臣ニ認可申請中ノモノ	五十市、二十五町村			

山形縣  
奈良縣、埼玉縣、佐賀縣

山形縣	秋田縣	福井縣	石川縣	富山縣	鳥取縣	島根縣	岡山縣	廣島縣	山口縣	和歌山縣	德島縣	香川縣	愛媛縣	高知縣	福岡縣	大分縣	佐賀縣	熊本縣
形市	秋田縣	福井縣	石川縣	富山縣	鳥取縣	島根縣	岡山市(但シ鋪裝ノミ)	廣島市、尾道市、福山市	下關市	和歌山市	德島市	丸龜市	新井郡新居濱町、市字和郡字和町	高知市	若松市、飯塚市、久留米市、戸畑市糟屋郡箱崎町	大分市、別府市、大野郡今市村	佐賀市	熊本市







147  
766

備考	鹿兒島	鹿兒島縣	—
	沖繩	鹿兒島縣	—
合計	二十五縣	十二市、一村	


内務大臣ニ認可申請中ノモノ徳島縣

五、參照條文

道路法 第三十九條道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

同 第四十條特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管理者ハ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔セシムルコトヲ得







14.7  
766



